資料4

第6号議案 会員提出問題

# 全国水道企業団協議会 令和6年度 各地区協議会からの会員提出問題

# 全国水道企業団協議会 令和6年度各地区協議会 会員提出問題 一覧

No.	地区名	団体名	要望事項	要望内容
1	北海道地区	石狩東部広域水道企業団	ダム湖内の排砂事業を対象とする国庫補助等について	・ダムの排砂事業について、国庫補助金もしくは交付金の対象とすること
2	70/4/22/5/22	石狩東部広域水道企業団	水道利水を重視した多目的ダムの運用について	・給水制限等を出来るだけ回避したダム運用を実施すること
3		石巻地方広域水道企業団	災害で被災した水道施設の撤去費用に係る財政支援につい て	・災害等により廃止となった水道施設の撤去費用について、財政支援体制の確立を要望する (1)災害復旧事業の対象に施設の撤去費用も加える (2)水道施設の最適化に伴い撤去する施設に係る費用も補助の対象とする
4		石巻地方広域水道企業団	水道施設・管路の再構築事業に対する財政支援について	・ダウンサイジングを踏まえた水道施設・管路の再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立
5	東北地区	八戸圏域水道企業団	水利権制度の柔軟な運用について	・水利権の許可にあたっては、水需要見合いでの水利権の減量がなされないよう配慮すること ・地震等の災害、大規模な水質事故等の発生時や工事時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、また複数の取水地点がある場合に、それぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること ・水道事業者間又は他事業者間の水融通は、災害や水質事故のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えることから、柔軟な運用をすること
6		水道事業における広域連携に係る財政支援の拡充及び要件総 和について 八戸圏域水道企業団 生活基盤施設耐震化等交付金における対象施設について		・事業統合や経営一体化の要件の緩和及び時限措置を撤廃 ・交付対象事業の拡大及び交付率の引き上げ
7		八戸圏域水道企業団	生活基盤施設耐震化等交付金における対象施設について	・老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、配水支管を交付対象とすること
8		北千葉広域水道企業団	水道施設等耐震化事業の補助制度等の拡充について	・河川の横断にとらわれない複線化事業への国庫補助制度の創設
9		かずさ水道広域連合企業団	水道施設整備に関する財政支援の拡充(管更生工法)につ いて	・水道事業における管更生工法の交付対象の運用を下水道事業と同等にすること
10		茨城県南水道企業団	施設の耐震化等に伴う施設規模の見直しについて	・施設の耐震化や更新に合わせた効率的な施設配置を積極的に検討、推進できるよう、より柔軟 に活用できる制度への見直しを求める
11	関東地区	神奈川県内広域水道企業団	水源地域における関係機関の連携と財源措置について	・流域水循環計画として実施する事業について、交付金制度の明確化、交付額及び対象事業の拡大等、施策推進に向けた措置を講ずること ・水源地におけるダムの堆積土砂対策事業費について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講ずること
12		かずさ水道広域連合企業団	生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望について	・運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度に延伸すること
13		東部地域広域水道企業団	水利権制度の運用について	・水道事業体が多目的ダムに参画した場合の水利権水量について、同量更新を認める制度の導入
14		砺波広域圏事務組合	紫外線処理設備の導入に係る国庫補助制度の要件緩和について	・高度浄水施設等整備費の採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和を要望する
15	中部地区	佐久水道企業団	水道スマートメーター普及事業に対する財政支援体制等の確立について	・スマートメーターの導入を推進するための補助制度の創設 ・各事業体が抱えている技術面での問題点を共有する体制の構築と設置環境や通信方法など一定の 要件や満たすべき基準を定めた技術指針等の作成 ・技術的問題を解決するために要する費用の財政支援

16		愛知中部水道企業団	地下水利用専用水道の揚水規制に係る法整備について	・水道事業の給水区域内における新規に設置する地下水利用専用水道に対する、地下水の揚水量を 規制した法整備
17	中部地区	愛知中部水道企業団	水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援の体制の確 立について	
18		愛知中部水道企業団	水道事業に対する財政支援の拡充及び要件緩和等について	・水道事業予算額の十分な確保、水道事業者の要望額の満額交付継続、及び交付率の引き上げ ・生活基盤耐震化施設等交付金の老朽管更新事業において新規事業を採択するよう制限を撤廃 ・生活基盤耐震化施設等交付金の採択基準である資本単価要件の撤廃又は緩和
19		阪神水道企業団	国庫補助の対象施設の拡充について	・特定社会基盤事業者における水道施設強靭化のため、全ての水道施設の整備を交付対象とした 補助メニューの創設
20		阪神水道企業団	新たな水質課題に対応した施設更新等の補助メニュー拡充に ついて	・水源水質保全の強化 ・新たな水質課題に対応するための調査・研究及び推進体制の創設 ・新たな水質課題に対応するための設備改良及び新設に対する補助メニューの拡充・創設
21	関西地区	大阪広域水道企業団	生活基盤施設耐震化等交付金制度(水道事業運営基盤強化推 進事業)の充実について	・広域化事業補助金の資本単価に関する要件の撤廃又は緩和及び時限措置を撤廃又は延長 ・統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全ての事業を補助対象とする新たな補助金の創設 ・過去5年間の建設投資額から、基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除 できる対象水道事業を限定する要件の撤廃 ・広域化と合わせて実施する基幹管路の整備について、水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業 とする要件の撤廃 ・広域化に伴う水道事業の統合事務所の整備を補助金の対象とすること
22		大阪広域水道企業団	特定社会基盤事業者が行う水道の耐災害性強化に係る事業へ の補助について	・特定社会基盤事業者における水道施設の耐災害性強化対策について、資本単価の要件撤廃も含めた新たな補助制度の創設
23		長浜水道企業団	補助金における管路区分について	・送水管、配水本管、配水支管という区分の除外
24		長浜水道企業団	補助金における特定簡易水道について	・採択要件の特定簡易水道の除外
25		長浜水道企業団	児童手当について	・企業団所属職員の児童手当を、受給者の所在地の市町村長が行うこと
26	中国四国地区	地区統一	水道施設の老朽・経年化対策に関する新たな財政支援制度の 創設について	・経営指標や事業種別が補助採択基準となっている水道管路緊急改善事業と同様の採択基準による葡 諸事業を創設し、水道施設の構造物、設備機器等の整備に対する財政支援をすること
27	九州地区	春日那珂川水道企業団	水利権制度の柔軟な運用について	・水道事業者間又は他事業者間の水融通について、柔軟な運用を図ること ・広域化の一施策として施設の共同設置・共同利用という観点等において、水道施設の規模縮小や統 廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう配慮すること ・渇水のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、特例的に水道事業者間 の水融通が可能となるよう配慮すること ・水利権の許可に当たり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、又は複数 の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること

北海道地区協議会

# ダム湖内の排砂事業を対象とする国庫補助等について

石狩東部広域水道企業団

現

水道水源である利水ダム等の貯水池内には計画時の想定よりも多くの土砂が毎年流入し、水道用を含む利水容量が安定して確保できていない状況が続いている。

このため、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、ダムの貯水が枯渇すると想定される場合に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」等が近年たびたび生じ、安定した浄水処理への影響が出ている。

状

また、ダムの利水容量を回復させるために必要な排砂事業が計画され、その実施に伴う利水者への負担増に繋がっている。

誹

ダムの「利水容量」を回復させるための排砂を行うためには、工事費用が高額となるから、その経費負担は将来の水道事業経営への影響が大きいことから、これまでの管路の老朽化対策や水道施設の耐震化と同様に、水道の水源施設に対しても国の財政支援が必要。

題

国への

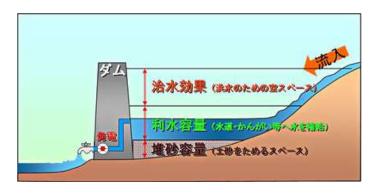
要望

水道の水源施設であるダムの「利水容量」を確保するために行なわれる排砂事業についても国庫補助金もしくは交付金の対象とすること。

# 参考資料

# (1) 『現状』関係

① ダムの「利水容量」「堆砂容量」等 個「緊急器 田Pより)



② 国内のダムにおける「堆砂容量」の定義ほか 国域解(HPより)

#### <解 20>

救が国の多くのダムでは、100年分の爆砂容量が貯水池の下液部に水平に酸保されている。これは年平均でみると堆砂容量(mカ+100(年)の土砂が貯水池へ堆積することを想定していることになるが、実際には堆砂量が大きく変動するため、堆砂計画の計画期間全体でみて堆砂容量内に

収まっていれば問題がないという考えである。 一方、実際の堆砂状況をみると貯水池に水 平に堆砕しているダムは少なく、流入土砂の 一部は有効貯水容量内に埋砂。即ち斜め堆砂 していることがわかる。このため、堆砂が生 こる部位によっては、堆砂量が埋砂容量内に あったとしても、今後も埋砂が進行するとダ ムが有する機能に支障が生じる可能性がある と考えられる。

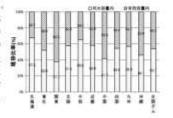
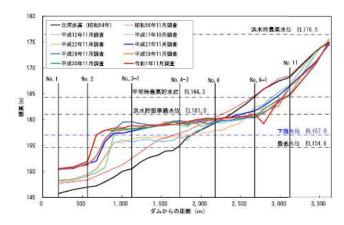


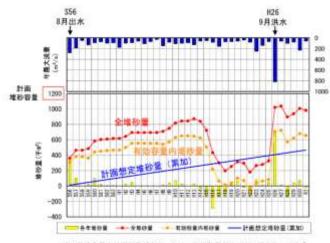
図 3.6 全域砂量に占める部位別の堆砂比率

③ ダムの渓床状況の一例 [漁川ダム (北海道)] (北海道)形より)



※ 漁川ダムでは「最低水位 EL154.6」mと「洪水貯留準備水位 EL=161.0」mの間が洪水期の「利水容量」

④ ダム堆砂量の経年変化等の一例 [漁川ダム] ((海道際局HPより)



※土砂流入量より摂用量が大きい年は、年度砂量がマイナス値となっている。

# 水道利水を重視した多目的ダムの運用について

石狩東部広域水道企業団

現

近年増加している長期的な無降雨等の発生により、日本各地で渇水が発生、給水制限等が実施されている。

水道原水の不安定取水やそれに伴う原水水質の悪化は、浄水処理経費の増加による将来の水道事業の経営に大きな影響を与える可能性がある。

状

課

ダムの運用において、洪水対策では令和2年に『事前放流』が制度化し、豪雨予測時に多目的ダム等で放流することにより「利水容量」の一部が「洪水調整容量」へ転用することが可能となり、治水機能が向上されているが、その一方、渇水対策では水道事業運営などの利水にも配慮した見直しはなされていない。

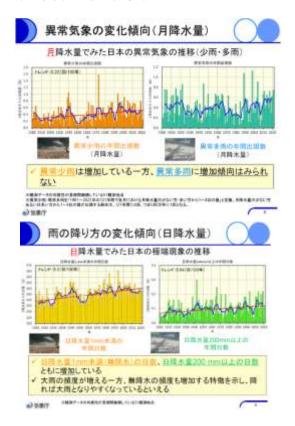
題

国への要認

令和6年度から水道行政が国交省へ移管されることも踏まえ、河川行政との一層の連携が図られ、給水制限等をできるだけ回避するダム運用をお願いしたい。

# 参考資料

- (1) 『現状』関係
  - ① 日本の異常気象の変化傾向 (象対IPより)



- ② 水資源に関する国内の現況 (家際贈誌画 (閣) より)
  - 2. 水資源に関する適応の基本的な施策

【影響】

《現在の状況》

(水供給(地表水))

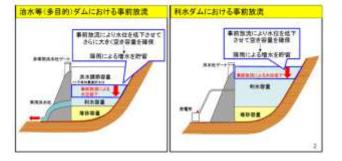
 ○ 降木の時空間分布が変化しており、無停雨・少雨が続くこと等により日本各地で 退水が発生し、給水割限が実施されている。

# (2) 『課題』関係

○ 事前放流について 国域解HPより



○ 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量も活用して、河川の氾濫による被害を 軽減する取組を関係省庁と連携して実施。 ○ 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量には、透常、水が貯められていることか ら、台風の接近などにより大雨となることが見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに 貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げておく 「事故物はよくは必要



#### 関係省庁の連携による事前放流の実施の枠組み

國土交通省



東北地区協議会

# 災害で被災した水道施設の撤去費用に係る財政支援について

石巻地方広域水道企業団

現

災害により被害を受けた水道施設の復旧事業や、広域化事業に伴い新たに整備する水道施設と関連性がある水道施設を廃止する撤去費用への財政支援策は整備されているところであるが、東日本大震災や、近年発生している地震や水害等の被害により、復旧が困難となり廃止となった水道施設や、同一給水区域内での施設統廃合により廃止された水道施設の撤去費用については対象外とされているところである。

状

撤去費用を水道事業者が独自で負担することは、事業経営に及ぼす影響が大きくなることが見込まれる。 なお、撤去できない水道施設は遊休施設となり、管理については継続して行わなければならない状況となっている。

題

災害等により廃止となった水道施設の撤去費用について、財政支援体制の確立を要望する。

国への要望

# 参考資料 提出問題1「災害で被災した水道施設の撤去費用に係る財政支援について」

に伴い、 外とされております。 たが、同一給水区域内での施設統廃合による廃止施設についての撤去費用については対象 であり、新設する施設と同数以下に限る。) 国は、 令和5年度水道施設整備関係予算概算要求の中で、広域化事業による施設の統廃合 新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある水道施設(浄水施設、配 水施設 を廃止する場合の撤去費用を交付対象としまし

いて解体等を実施しておりますが、現在も41の施設が解体できず残っております。そのう され現在も存置されております。 ち、震災で大きな被害を受けた蛇田浄水場については、構築物解体の概算額が約16億円と 当企業団では、災害や簡易水道などの統廃合により休止(廃止)している施設の一部につ

※そのほかの施設、解体費用等に関しては別紙参照。

		蛇田浄水場	旧石巻地区	46
		網地配水場		45
		小渕配水場		44
	R2	伊勢下ポンプ場		43
19, 470, 000	R2	京地ポンプ場		42
		鮫浦浄水場		41
		大谷川浄水場	牡鹿地区	40
		田代浜ポンプ場		39
		牧崎調整池		38
		旧福貴浦配水場	<b></b>	37
		桃生養豚配水場	桃生地区	36
		定川配水場		35
4, 575, 550	R4	和渕取水場		34
		山崎浄水場		33
87, 285, 000	R2-3	佳景山取水塔		32
		佳景山配水場		31
990,000	R5	旧前山配水場		30
		旭山中継ポンプ場	河南地区	29
		11月ポンプ場	河北地区	28
		大室配水場	光上地区	27
		伊勢畑配水場		26
		伊勢畑浄水場		25
		小島配水場		24
		小島浄水場		23
		旧原小規模水道取水・導水管		22
		旧羽坂配水場		21
		明神配水場		20
		大須第2取水		19
		大須第1取水		18
		大須浄水場		17
		大須配水場		16
		立浜取水		15
		立浜浄水場		14
		名振予備水源		13
		名振小浜水源		12
		名振小浜配水池		11
		明神ポンプ場		10
		立浜寺浄水場		9
6, 204, 000	R2	旧大須青木配水場		8
		唐桑配水場		7
		旧桑浜浄水場		6
		旧熊沢配水場		വ
		旧大浜浄水場		4
		旧原浄水場		ယ
		旧雄勝配水場		2
質用(円)	<b>弄</b> 谷 千	ル 設 名 旧坊ヶ沢浄水場	推勝地区	ш
#田/日/	和子氏	<u>-</u>	女位在	

# 水道施設・管路の再構築事業に対する財政支援について

石巻地方広域水道企業団

現

高度経済成長期に建設整備された水道施設の多くが耐用年数を迎え、老朽化に伴う更新需要が増加する傾向にある。水道施設や管路は老朽化が進むと、故障や漏水等が発生する可能性が高くなり、給水に大きな影響を及ぼすこととなる。

状

課

水道施設の更新に当たっては、施設数が多いことや人口減少などにより水需要も減少傾向にあることから、施設・ 管路のダウンサイジング及び施設の統廃合を踏まえた再構築が必要となるが、再構築事業に係る費用は莫大で、水 道事業経営に大きな影響を及ぼすため、なかなか更新等を推進することができないのが実情である。

題

国への要望

ダウンサイジングを踏まえた水道施設・管路の再構築事業に対する新たな財政支援体制の確立を国に対して強く 要望するものである。

※「石巻地方広域水道企業団 水道ビジョン 2020」抜粋

# 1 持続 <持続可能な水道事業経営>

# (1) 施設更新時の再構築

伴う更新需要が増加する傾向にあります。 ありません。 施設の建設が盛んに進みましたが、現状の技術水準からは十分とは言い難い施設も少なく 末]となっています。これらの施設は水道の普及率が急上昇した高度経済成長期に、水道 か所休止)、 ています。 く、さらに地形が変化に富んでいることから、大小合わせると浄水場が 21 か所(うち 4 企業団は給水区域が広く、 管路は、導水管、送水管及び配水管の合計が 1,812 km [2018(平成 30)年度 配水場やポンプ場などが 148 か所(うち 11 か所休止)と多くの施設を抱え 今後は、その当時に整備された施設の多くが法定耐用年数を迎え、 半島部や離島などは集落が点在しており、 人口の密集度が低 老芯化に

影響を及ぼすおそれもあることから、計画的に更新していく必要があります。 水道施設や管路は老朽化が進むと、故障や漏水等が発生する可能性が高くなり、給水に

合を十分に検討し、 画的に更新をしていく予定としています。 により水需要も減少傾向にあることから、 ソトな経営戦器により、 水道施設の更新にあたっては、長い期間と多額の費用を要するため、アセットマネジメ 更新計画に反映していきます。 将来の更新事業量や費用を把握し、財政の状況も勘案しながら計 また、 **施設・管路のダウンサイジング及び施設の統廃** 施設数が非常に多いことや人口減少など

統合的							統合後
谷川浄水場	大街道浄水場 須江山浄水場 大原浄水場 大谷川浄水場 高磯浄水場 診浦浄水場						須江山浄水場
		相川浄水場	神取山浄水場	六本木浄水場			六本木浄水場
			坊ヶ沢浄水場				坊ヶ沢浄水場
		大須浄水場	大浜浄水場	原浄水場			原浄水場
			水浜浄水場				水浜浄水場
			波板浄水場				波板浄水場
		網地島浄水場	十八成浄水場	鮎川浄水場			鮎川浄水場
			泊浄水場				泊浄水場
			新山浄水場				新山浄水場

施設統廃合による浄水場の集約概要

果 題:施設の老朽化・適切な施設規模の検討

取り組み:① 施設の再構築

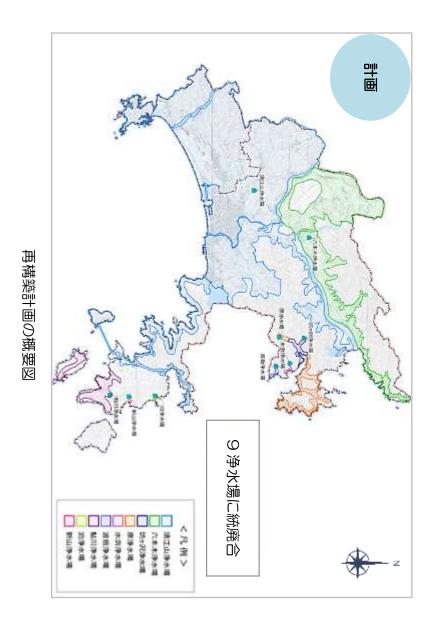
◇水需要減少において、過渡期を考慮し、ダウンサイジングを踏ま ◇施設の再構築を契機とした取配水系統の再編や浄水処理の高度化 ダウンサイジングを踏まえた施設の再構築

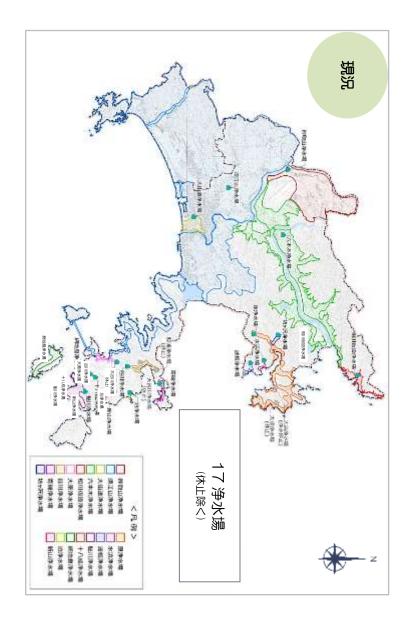
② 現有施設等の有効活用

◇従来の維持・拡大路線からの脱却、現有施設等の有効活用

③ 広域での運用形態を活用

◇関係する事業者との連携も視野に、連絡管や共同浄水場・配水池など、 形態を活用した水道システムの検討 広域での運用





# 水利権制度の柔軟な運用について

八戸圏域水道企業団

現

水利権は、河川法に基づき厳格な手続きを経て、申請者の水需要に見合った水利使用許可を原則としているが、各事業体では、給水人口の減少傾向、節水機器の普及や節水意識の高揚などにより、今後ますます給水量の減少が予想され、水利権の減量が懸念されている。

Ж

また、現行の水利権制度では、渇水時の特例を除いて水融通は認められていない状況にあるが、許可水利権を得ている水道事業者にとって、水道事業経営の根幹をなすものであり、既得の水利権水量をもって安定給水のための施設整備や水運用を実施している。

誰

今後、水道事業の経営形態は、社会・経済情勢の変化や地域のニーズ等により更に多様化することが予想され、水利権制度の硬直性が広域化の推進を妨げることが懸念される。

占

さらに、地震等の災害や大規模な水質事故などの発生時には、河川管理者においても、減断水を回避するための配慮がなされているが、緊急時においては、水源の多系統化や水道事業者間における水融通が有効な方策と考える。

題

水利権の許可に当たり、水道事業者がこれまで投資し取得してきた水道水源や水道施設を最大限有効に、かつ、安定して利用し続けられるよう、水利権の許可にあたっては、水需要見合いでの「水利権の減量」がなされないよう配慮すること。

上 ~ 水利権の許可に当たり、地震等の災害、大規模な水質事故等の発生時や工事時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、また 複数の取水地点がある場合に、それぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。

i

水道事業者間又は他事業者間の水融通は、災害や水質事故時のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えることから、 柔軟な運用をすること。

# 水道事業における広域連携に係る財政支援の拡充及び要件緩和について

八戸圏域水道企業団

近年水道事業者では、大規模災害の発生に備えた強靭化や施設更新に注力しているが、人口減少による料金収入 の減少の中、厳しい事業運営を強いられている。そのため国では水道法を改正し、経営基盤を強化する選択肢とし て、広域的な連携が推奨されることとなった。

状

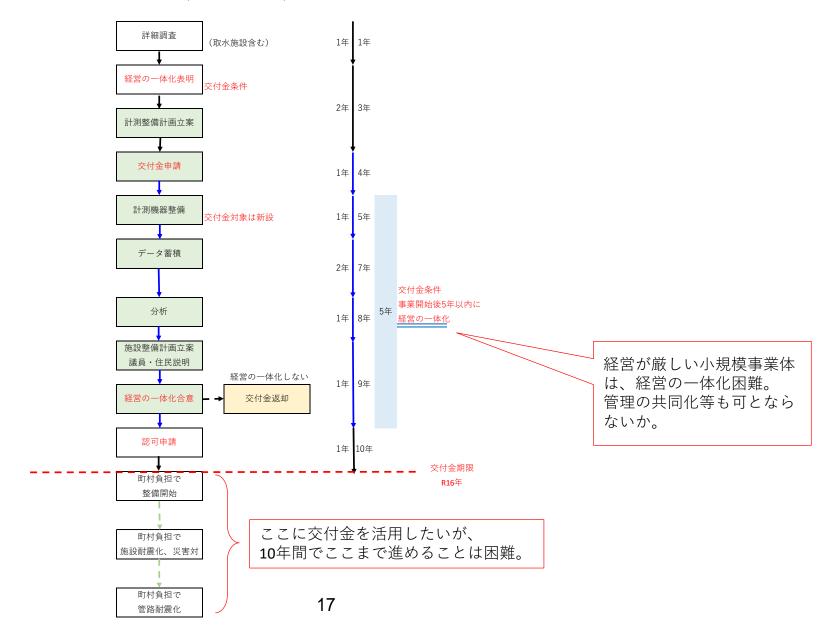
都道府県において「水道広域化推進プラン」が策定されているが、もとより経営基盤が脆弱な中小の水道事業体 課 | は、小規模施設が点在し非効率であることから、施設整備をすすめるための広域連携を推進するために必要な資金 を確保することが極めて困難である。従って、広域連携を推進するため中小の水道事業者への十分な財政支援が必 要であると考える。

(1) 事業統合や経営一体化の要件を緩和するとともに、時限措置を撤廃すること。

玉  $\mathcal{O}$ 要望 (2) 交付対象事業の拡大及び交付率の引き上げをすること。

(1) 事業統合や経営一体化の要件を緩和するとともに、時限措置を撤廃すること。

# 交付金(広域化事業)のフロー



# (2) 交付対象事業の拡大及び交付率の引き上げをすること。

大事項	中事項	小事項	交付率	対象施設等
運営基盤強化推進		広域化事業	1/3	次に掲げる施設及び設備とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設 (7) 会計システム、料金システム等の事務関係システム

1/3の交付率では、 小規模事業体の施設 整備は難しい。

法定耐用年数経過前の施設の更新等や、維持管理に係る設備は対象とならないことにより、施設整備を進められない。

# 2. 令和5年度要望書作成要領より

#### · 対象事業費

法定耐用年数が経過した水道施設の更新・改修等に関する整備費(統合先の(旧)給水区域内で広域化を契機に行うものに限る)のうち、統合先が過去5年間に行った建設投資額(基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化(※)並びに簡易水道事業の統合に要した建設投資額を除く)の平均を上回る額。

(※)以下の①及び②、①及び③、②及び③を満たす水道事業者に限る。

### 交付金(広域化事業) 対象一覧

項目	交付金対象	備考
施設全般		
法定耐用年数超過	0	土地、基本・詳細設計
町村内の統廃合	×	
耐震化	0	耐震化が必要な施設 L2対応
取水施設	***************************************	
フェンス	×	
施錠施設(点検口)	×	
净水場		
法定耐用年数超過	0	
自家発電設備	0	新規監視装置に付帯する施設
自家発電設備	×	新規監視装置に付帯しない施設
次亜保管用エアコン	×	維持管理のため対象外
予備機	×	
侵入センサー	×	広域化事業の要件に該当しない
施錠施設(点検口)	×	
防液堤(次亜)	×	維持管理のため対象外
配水池		
配水流量計新規	0	新規監視装置に付帯する施設(バイパス管含む)
配水流量計追加	×	改造工事等
受電設備新規	0	新規監視装置に付帯する施設
受電設備改造	×	改造工事等
異物混入対策	×	維持管理のため対象外
フェンス	×	
施錠設備(点検口)	×	
操作不能バルブ更新	×	維持管理のため対象外
遠方監視装置	***************************************	
遠方監視装置新規設置	0	水位電極等監視装置に付帯する装置は対象
遠方監視装置追加・改造	×	監視項目の追加は対象外
UPS	0	新規遠方監視装置に付帯する施設
UPS回路改造	×	新規監視装置に付帯しない施設
流入電動弁	0	遠方監視装置に付帯する装置は対象
管路		
法定耐用年数超過管路	0	
耐震化	×	法定耐用年数内は対象外
防凍材設置	×	
マッピングシステム入力	×	企業団のマッピングに入力
管網図	×	
バルブオフセット図	×	

# 生活基盤施設耐震化等交付金における対象施設について

八戸圏域水道企業団

生活基盤施設耐震化等交付金で交付の対象となる事業のうち、老朽管更新事業においては塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管の更新 について、また水道管路緊急改善事業においては全ての管種の更新について、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されて 現 │ いるものに限って対象とされており、給水分岐がされている配水支管の更新事業については対象外となっている。

当企業団では、経済性・地域性を考慮し給水分岐することとした配水本管が存在する。結果としてそれは配水支管として扱われ、水 道管路緊急改善事業の対象外となっている。

大規模地震発生時にも水道の安定供給を実現するため、耐震管の布設を推進する必要があるが、当該事業には莫大な費用を要する一 方で、人口減少等による料金収入の低下等、水道事業者の経営環境は悪化しており、耐震管率を向上させるための取り組みを早急に 推進することは極めて困難な状況となっている。

当企業団においては、令和4年度末時点の基幹管路の耐震管率は72.2%である一方、管路の耐震管率は45.3%であり、全管路延長 約2,280kmの約88%を占める配水支管における老朽管の更新が耐震管率向上のための課題となっている。

玉

老朽管更新事業及び水道管路緊急改善事業において、配水支管を交付対象管路とすること。

 $\mathcal{O}$ 要望

# 配水支管を交付対象とした場合の管路更新率の比較

			現状※1		配水支管を交付対象とした場合			
	管路総延長 (m)	管路更新延長 (m)	基幹管路※2以外の 更新延長 (m)	管路更新率(%)	管路更新延長※3 (m)	管路更新率(%)	増減	
H30	2,074,164.80	12,708.70	12,708.70	0.61	16,944.90	0.82	+0.21	
R1	2,080,092.10	9,457.00	8,840.00	0.45	12,403.70	0.60	+0.15	
R2	2,086,003.38	8,222.50	8,222.50	0.39	10,963.30	0.53	+0.14	
R3	2,090,389.08	7,051.50	7,051.50	0.34	9,402.00	0.45	+0.11	
R4	2,094,191.44	9,008.50	8,889.50	0.43	11,971.70	0.57	+0.14	

<sup>※1</sup> 八戸圏域水道企業団業務統計より

<sup>※2</sup> 当企業団では導水管、送水管、口径350mm以上の配水管を基幹管路としている。

<sup>※3</sup> 配水支管を交付対象とした場合の管路更新延長は、基幹管路以外(口径300mm以下の配水管)を1/3増で更新した場合の数値

関東地区協議会

# 令和6年度国への要望事項の取り纏め結果【関東地区協議会】

# 令和6年4月19日に開催した関東地区協議会・総会において承認

統 要望

# 国土強靭化の推進

【該当団体】 11 (団体) /20 (団体中)

# 水道広域化の推進

【該当団体】 10 (団体) /20 (団体中)

事務局からお示しいただきました、「令和6年度統一 要望(案)」の考え方と要望内容に賛同いたします。

考え方

個別要望については、要望の実現可能性を高めるべく、可能な限り、国土交通省が強く 意識し ている「国土強靭化」「水道広域化」に関連させる形でまとめていただくようお願いします。

個別要望

・河川の横断にとらわれない導・送水管の複線化事業への補助創設 (北千葉)

- ・管更生工法に係る補助の交付対象を下水道事業と同等にする (かずさ)
- ・施設規模の見直しを踏まえた施設の耐震化等を交付対象にする (茨城県南)
- ・流域水循環計画の事業への優先交付・ダム堆砂事業への交付創設(神奈川県内)

要望 内容

- ・運営基盤強化事業交付金に係る運用変更(事業期間の延伸) (かずさ) (最終年度に2年分の事業実施⇒翌年度まで延伸)
- ・ダム開発水量に見合う水利権水量の許可(東部地域)

その他

国土強靭化

水道広域化

※ 詳細は、別添のとおり。

23

# 水道施設等耐震化事業の補助制度等の拡充について

北千葉広域水道企業団

兒

当企業団の導・送水管路は、その多くが、地方公営企業法施行規則に規定する法定耐用年数の 40 年を経過していることから、 現在、これらの更新に計画的に取り組んでいる。

状

また、企業団の管路は、大部分が大口径の単一系統になっていることから、リダンダンシーの確保として既設管を撤去せず、複線 化事業として進めている。

諺

これらの更新事業は、水道ネットワークの機能強化やバックアップ対策事業に該当する事案であると考えているが、現行の交付金 取扱要領では、複線化事業として交付金を受けられるのは河川を横断する管路に限られている。

また、更新事業は、長期間に亘るとともに、多額の事業費を要する大規模な施設整備事業になることが見込まれる。

題

導・送水管の複線化は、以下の観点から国土強靱化の推進に繋がる事業である。

*✓* 

- ① 管路事故が発生した際、もう一方の管へ早期にシフトすることが可能となるため、強力なバックアップ体制を構築出来る。
- ② 管路の複線化に併せて管路のループ区間を作ることによって、災害時にも断水せずに送水を継続することが出来る。
- ③ 複線化により管のメンテナンス作業が容易となるため、適時適切に補修を行うことができ、管の長寿命化に資する。以上のことから、河川の横断にとらわれない複線化事業への国庫補助制度の創設を要望する。

# 送水管更新事業について

# 送水管路の現状と課題

【埋設状況】延長:約110km(うち更新対象路線約89km:県水共有線、ループ線を除く。)



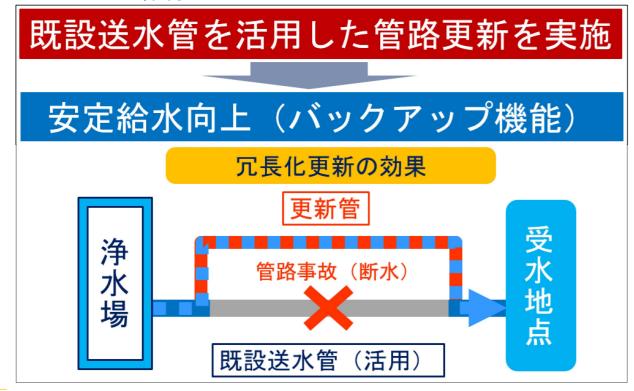




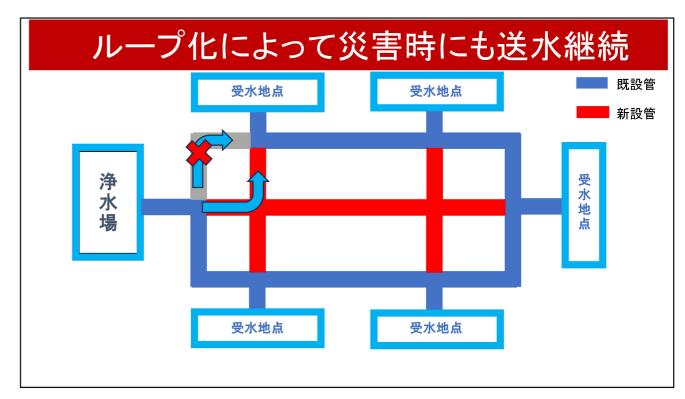
当企業団は構成団体である県営水道及び7市営水道を通じて、水道水を

毎日約160万人の方々に届けている。 しかし、当企業団が保有する導・送水管はその多くが法定耐用年数の 40年を経過しているだけでなく、代替のない単一系統になっていること から災害時に管路に事故が発生した場合、被害は甚大なものとなる。

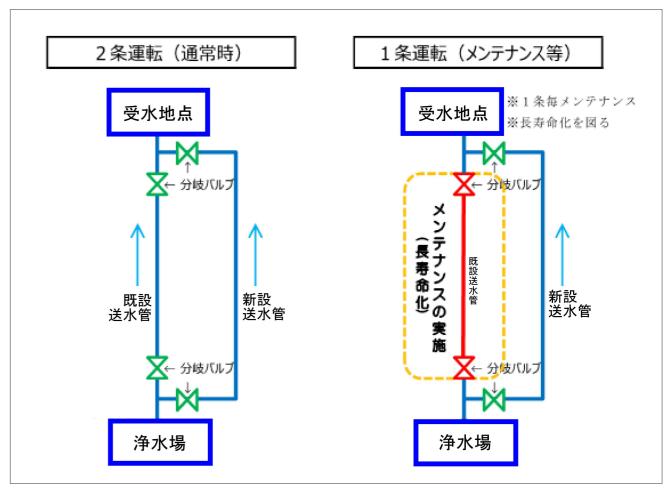
# ○バックアップ体制



# 〇ループ化



# ○管路の長寿命化



# 水道施設整備に関する財政支援の拡充(管更生工法)について

団体名 かずさ水道広域連合企業団

現

管更生工法について、下水道事業においては、要件を満たせば交付金の対象とされているが、水道事業では交付金の対象になっていない。

H/N

軌道や河川を伏せ越し横断している管は、更新して耐震化するにしても、従来の推進工法では管理者との協議に時間を要するほか、 立坑の配置等により最適なルートで布設できずに高価な工事となってしまい、多くの水道事業体において老朽化していても着手に躊 躇している。

従来、水道事業における管更生工法は、「管路の耐震化の評価については十分知見が蓄積されていないため交付対象としない」ものとされていた。

さへ の 更

一方で、軌道や河川の伏せ越し横断管の多くは溶接継手を伴う鋼管であるため、「耐震性能を有する」とされているものの、耐用年数を超過し老朽化が進んでいる場合、長寿命化対策が急務である。

そこで、縮径せず既存管を再利用することになるため、経済的かつ管理者との協議が比較的容易である管更生工法が、管路の長寿命 化及び耐震化に有効と考えられる。国土交通省への水道行政移管に併せて、水道事業における管更生工法の交付対象の運用を下水道 事業と同等にすることを要望する。

# 参考資料

図表や数値データ、関係する法律や要綱等の抜粋を記載してください。 国との意見交換や陳情の際に必要となります。

#### 参考1 下水道事業における管更生工法の交付対象の運用について

下水道事業のストックマネジメント実施に関する ガイドライン

-2015 年版-

平成 27 年 11 月

(令和4年3月改定)

国土交通省水管理·国土保全局下水道部 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部 付録Ⅲ 改築通知 平成26.7.25 事務連絡「下水道管きょの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」

事 務 連 絡 平成26年7月25日

都道府県下水道担当課長 殿 政令市下水道担当部長 殿 (地方整備局等下水道担当課長経由)

> 国土交通省水管理·国土保全局下水道部 下水道事業課企画専門官

#### 下水道管きょの更生工法による改築に関する交付対象の運用について

標記について、下記の通り運用するので適切な事業執行方お願いします。 各都道府県にあっては管内関係市町村(政令指定都市を除く。) へ周知してい ただくようお願いします。

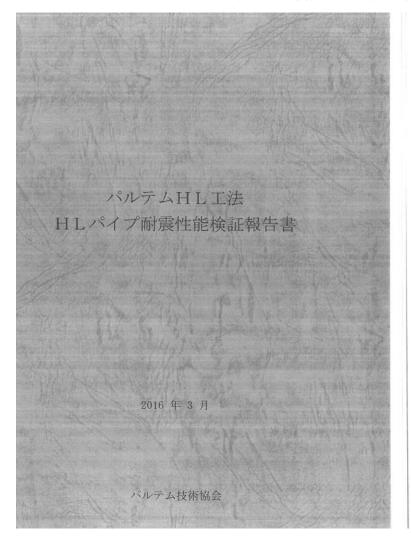
なお、「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について(平成24年1月6日付け下水道事業課企画専門官事務連絡)」は廃止とします。

記

更生工法による管きょ改築に関する交付対象は、 $(1)\sim(5)$ の要件をすべて満たすものとして、当面の間、運用します。

- 更生による改築が必要であり、改築時点において交付対象である既設管であること。
- (2) 既設管について適正な維持管理が行われていたこと。
- (3) 更生を行う管きよの下水道長寿命化計画が策定されていること(ただし,下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画等,他の事業制度に基づく計画に位置づけられた事業は,あらためて下水道長寿命化計画を作成する必要はない。)。
- (4) 更生範囲が少なくとも1スパン(人孔間)以上であること。
- (5) 更生工法の種類毎に、別表に定める基準等に準拠して設計・施工される ものであること。なお、別表に基づくものでない場合については、国土 交通名と個別に協議を行ったものであること。

# 参考2 管更生工法の耐震性能検討事例(パルテム技術協会)



# 目次

1.		まえがき	_	1	_
2.		パルテムHL工法概要とパイプ形成材料「HLパイプ」		2	
2.	1	パルテムHL工法の概要	-	2	-
2.	2	パイプ形成材料「HLパイプ」	_	4	-
3.		被災地における施工実績調査			
3.	1	地震時の管路被害調査とパルテムHL工法施工管種			
3.	2	継手変位量実態調査と兵庫県南部地震後の施工管路追跡調査	-	10	-
3.	3	地震被害調査文献とパルテムHL工法施工実績の照合	-	11	-
3.	4	まとめ	-	13	-
4.		要求される耐震性能と地震時挙動検証実験			
4.	1	H L パイプに要求される耐震性能	-	14	-
4.	2	継手部一体化挙動の検証	-	15	
4.	3	継手部変位拳動の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	=	23	
4.	4	まとめ	-	27	
5.		耐震性能照査方法の確立	-	28	
5.	1	耐震計算方法の選定と計算条件	-	28	
5.	2	許容歪みの設定	-	30	
5.	3	モデル地盤による耐震性照査		34	
5.	4	まとめ	-	35	
6.		地盤変状における現状の対応	-	36	
7.		あとがき	_	38	
参求	号:	文献	_	39	
付買	E.	<b>資料 パルテムHL工法耐震計算書</b>		2	

# 施設の耐震化等に伴う施設規模の見直しについて

茨城県南水道企業団

現

現在、当企業団においては、耐震性が不足する配水施設が多くあり、早急に耐震化を進めて行かなければならない状況にある。 しかしながら、用地不足等により耐震補強を施すことが出来ず、建て替えにより対応せざるを得ないケースが多くなっている。 配水池等の建て替えにおいては、将来需要に応じた容量や基数の見直しに取り組んでいるところであるが、当該事業において十分に 国庫補助金を活用できない状況にある。

狀

計

現在の基幹構造物の耐震化事業において施設を更新する場合、同規模単体での更新が前提となっており、複数の配水池等の施設を順次計画的に耐震化、更新することで、需要減少に合わせて施設規模を見直していくような計画においては十分活用することができない制度となっている。

題

国への要望

今後の需要減少を考えた場合、単体での補強、更新だけでなく、施設全体の規模の見直しは必要不可欠であり、施設の耐震化や更新 に合わせた効率的な施設配置を積極的に検討、推進できるよう、より柔軟に活用できる制度への見直しを求める。

# 参考資料

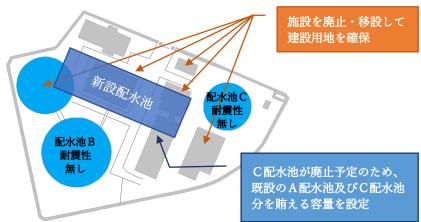
●配水場内の施設更新(耐震化)の例】

# 【現状】



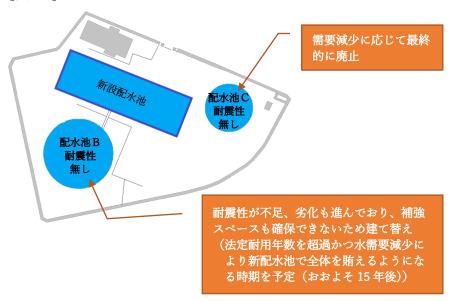
◆全ての配水池において耐震性が不足しているが、耐震補強を施す施工スペースが確保できない。また、用地に余裕がなく、新たに配水池を増設するスペースも確保できない。

# 【計画1】



◆配水池Aや一部建屋を撤去して新設配水池を築造。

### 【計画2】



# 【課題】

本事業に当たり、以下のような指摘がなされている。

- ★新設配水池は既設A配水池の容量を大きく上回るため、「基幹構造物の耐 震化事業」の条件に該当せず、施設の単純更新又は拡張事業と認められる。
- ★新設配水池は既設のA配水池及びB配水池の代替え施設となるとのこと だが、大きな損壊等が生じない限り、既設B配水池の更新は相当先になる ことから、1つ一体的な事業としては認められない。

#### 水源地域における関係機関の連携と財源措置について

神奈川県内広域水道企業団

現

ダムに水源を求めた水道事業体は、多額の建設費用を負担するとともに、ダム完成後も多額の維持管理費を負担している。

状

課

ダム上流域の森林では、所有区分毎に管理者が混在し、総合的な治山・涵養事業の実施が進んでいない。

ダム域への土砂流入に歯止めがかからず、計画堆砂量を著しく上回る堆積土砂及び洪水調節容量内の堆積土砂の問題は、全国的な課題となっている。

題

国への要望

流域水循環計画として認定された計画に基づき実施する事業については、交付金制度の明確化を図り、交付額及び対象事業の拡大等により、さらなる施策推進に向けた措置を講ずること。また、水源地におけるダムの堆積土砂対策事業費について、国庫補助制度を創設する等、財政上必要な措置を講じること。

#### 水源地域における関係機関の連携及び行財政支援

#### 1 現状

- ○ダム建設費として多額の費用を負担
- 〇 維持管理費として多額の費用を毎年負担

#### 2 課題

- 土砂生産域で総合的な治山・涵養事業の実施が困難 ⇒所有区分毎に管理者が混在
- 浚渫費用は主にダム利用者(利水(水道など)・治水)が負担 ⇒ダム域への土砂流入が継続
- 計画堆砂量を著しく上回る堆積土砂及び洪水調節容量内の 堆積土砂の問題は、全国的な課題
  - ⇒H26:会計検査院から改善処置要求



流域全体で、健全な水循環を維持していくことが不可欠 その中で、土砂管理は重要な要素 堆積土砂対策は、流域の各管理者が一体となり取組むべき課題

#### 3 要望事項

※水循環基本法の基本理念に基づく取組み※ ※堆積土砂関連の諸課題に効率的かつ効果的に対応※



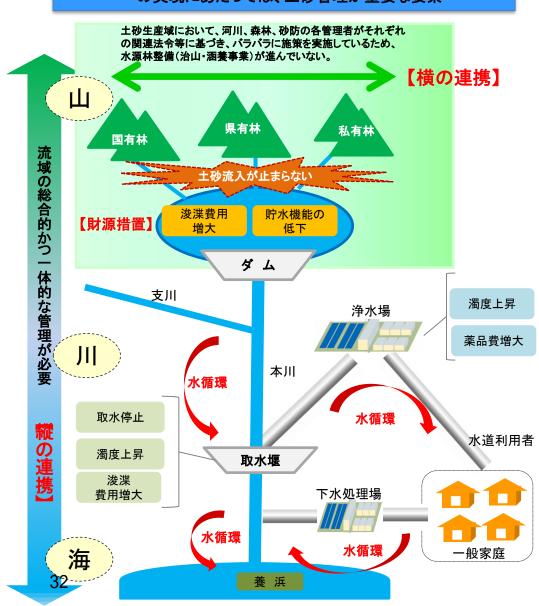
水源地域における関係機関の連携及び行財政が必要

《要望1》 流域水循環計画事業の推進のための措置【要件緩和】 交付金制度の拡充、交付額及び対象事業の拡大等

《要望2》ダム堆積土砂対策事業への財政支援【制度創設】

水源地におけるダムの堆積土砂対策事業費について国庫補助制度等を創設

#### 水循環基本法の基本理念"健全な水循環の維持回復" の実現にあたっては、土砂管理が重要な要素



#### 生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望について

かずさ水道広域連合企業団

現

かずさ広域連合企業団は、君津地域の水道事業の効率化を図るため、木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市の4市で行っていた 水道事業と君津広域水道企業団で行っていた水道用水供給事業を同一の事業体で行うことを目的に創設され、統合広域化に係る交付 金制度を活用して、事業を進めている。

状

課

統合広域化に係る交付金の内、統合2年目から10年目までの9年間の時限交付となる運営基盤強化等事業について、厚生労働省の交付金に関するFAQ(平成27年1月19日 都道府県水道関係担当者会議の参考資料)によると、「運営基盤強化等事業は前年度までの広域化事業の交付総額を上限とし、最終年度は最終年度の広域化事業の交付額を含めた額を上限とする。」との記載があり、このままでは最終年度に約2年間分の事業を行うことになり、対応に苦慮することが予想される。

題

国への要望

運営基盤強化等事業の交付金を最大限活用し、統合広域化の効果を十分に発揮するため、運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度 に延伸すること。

#### 生活基盤施設耐震化等交付金に係る要望について

かずさ広域連合企業団は、君津地域の水道事業の効率化を図るため、木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市の4市で行っていた水 道事業と君津広域水道企業団で行っていた水道用水供給事業を同一の事業体で行うことを目的に創設され、統合広域化に係る交付金制 度を活用して、事業を進めている。

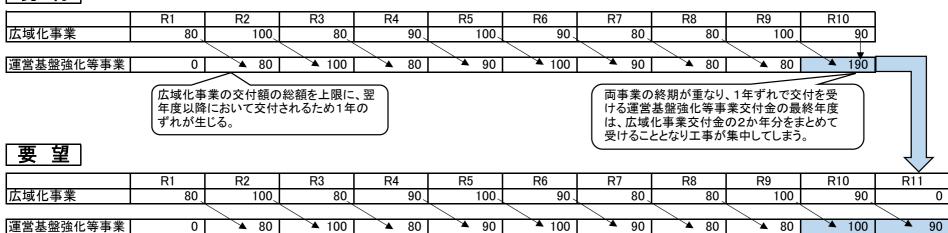
統合広域化に係る交付金の内、統合2年目から10年目までの9年間の時限交付となる運営基盤強化等事業について、厚生労働省の 交付金に関するFAQ(平成27年1月19日 都道府県水道関係担当者会議の参考資料)によると、「運営基盤強化等事業は前年度まで の広域化事業の交付総額を上限とし、最終年度は最終年度の広域化事業の交付額を含めた額を上限とする。」との記載があり、このまま では最終年度に約2年間分の事業を行うことになり、対応に苦慮することが予想される。

そこで、次のとおり要望する。

〇運営基盤強化等事業の交付金を最大限活用し、統合広域化の効果を十分に発揮するため、運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度 に延伸すること。

#### 〇運営基盤強化等事業(水道事業運営基盤強化推進事業)の交付スキーム

#### 現行



運営基盤強化等事業の最終年度を翌年度に延伸することにより、工事の平準化が図られ、交付金を 最大限活用し統合広域化の効果を十分に発揮する ことができる。

#### 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)に関するFAQ

#### I 生活基盤施設耐震化等交付金について

Q1 生活基盤施設耐震化等交付金創設の理由について。

南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の懸念がある中、国民の生活基盤に密接に関係する水道施設や保健衛生施設等の耐震化が喫緊の課題となっている。

このため、26年度補正予算において、地方自治体が地域の実情を踏まえ、水道施設と保健衛生施設等の耐震化事業を自由に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、耐震化への取組を推進するもの。

なお、水道事業においては、耐震化・老朽化対策等に要する費用が増加する一方、料金 収入の減少や運営基盤の弱い小規模事業者が多いという課題があるが、今回の交付金創設 に合わせて、水道事業者の広域化も行うこととしており、これにより、運営基盤が強化さ れ、今後の耐震化・老朽更新需要に適切に対応できるものと考えている。

Q2 都道府県向けの交付金とする理由について。

今回の交付金は、①耐震化対策を推進する観点から、市町村への配分などについて地方の自由度を高めること、②水道事業者の運営基盤強化のために市町村を跨いだ広域化を進めること、を目的としていることから、都道府県向けの交付金とすることとしている。

#### Ⅱ 生活基盤施設耐震化等整備計画について

Q1 事業計画の期間はどれぐらいを設定すればよいか。

おおむね5年間。

Q2 事業計画の目標及び成果目標はどのように設定すればよいか。また、事業期間が長期で、事業の完了が計画期間後になるものを盛り込んでもよいか。

計画の目標は、上位計画や地域の課題への対応などを踏まえ、地域の実状に応じて設定してください(必ずしも計画期間中に達成することに限りません)。一方、計画の成果目標は、計画期間中に実現を目指す指標として、計画の目標の実現状況を定量的に把握可能な指標を、例えば水道事業ガイドライン(日本水道協会作成)を活用するなどし、設定してください。

【計画の名 称(例)】〇〇管内の水道施設の強靭化(耐震化)推進

【計画の目 標(例)】老朽化管路の更新により災害につよいまちづくりを図る。

【計画の成果目標(例)】経年化管路率 現状○○%→×年○○% 管路の耐震化率 現状○○%→×年○○% 重要施設につながる管路の耐震化率 現状○○%→×年○○% 漏水に関する事故・苦情件数の減少 現状○○件→×年○○件

【計画の名 称 (例)】〇〇圏域の水道事業基盤の強化推進

【計画の目標(例)】〇〇圏域の水道事業の広域化により事業基盤の強化を図る。

【計画の成果目標(例)】管路の更新サイクル 現状○○年→×年○○年 水道業務経験年数度 現状○○年/人→×年○○年/人 経営規模の拡大(事業数の減少)現状○○→×年○○

#### Ⅲ 交付対象事業について

Q1 水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業はどういう事業を想定しているのか。

広域化事業は資本単価要件等を満たしている水道事業の給水区域内において、広域化を 契機に実施する施設整備(新設、増設及び更新)、遠隔監視システム等の設備整備を想定し ている。なお、事務所及び倉庫(工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。)、門、 さく、へい、植樹その他維持管理に必要な施設、給水装置、消火栓は現行補助金同様、交 付対象外とする。

Q2 水道事業運営基盤強化推進事業の運営基盤強化等事業はどういう事業を想定しているのか。

運営基盤強化等事業は、広域化を実施する圏域内の運営基盤強化に資する事業、主に耐 震化等について対象としている。

Q3 水道事業運営基盤強化推進事業と水道施設等耐震化事業の両方を同一水道事業者が 実施することは可能か。

実施可能である。また、水道施設整備費補助から水道施設等耐震化事業に移行する継続 事業については、水道事業運営基盤強化推進事業を新たに実施する場合、広域化事業に該 当する事業内容である場合は、広域化事業に含め1つの計画として実施することも可能で ある。

1

Q4 水道事業運営基盤強化推進事業で広域化に資するとして実施する事業が、補助金の 対象事業も含まれる場合、交付金と補助金の両方を充てることは可能か。

広域化に資する事業として補助金の対象事業が想定された場合、交付金と補助金の両方を充てることも可能である。但し、同一事業において箇所等をアロケーションするなど二重計上とならないよう十分注意されたい。

Q5 水道事業運営基盤強化推進事業の運営基盤強化等事業の上限額はどのようにまたい つ決定されるのか。

(運営基盤強化等事業は前年度までの広域化事業の交付総額を上限とし、最終年度は最終

#### 年度の広域化事業の交付額を含めた額を上限とする。

(例示) 各年度の運営基盤強化等事業の上限額(10年計画5年目に広域化した場合) 6年目→「1~5年目の広域化事業交付額」

7年目→「1~6年目の広域化事業交付額」—「6年目の運営基盤強化等事業交付額」 8年目→「1~7年目の広域化事業交付額」—「6,7年目の運営基盤強化等事業交付額」 9年目→「1~8年目の広域化事業交付額」—「6~8年目の運営基盤強化等事業交付額」 10年目→「1~9年目の広域化事業交付額」—「6~9年目の運営基盤強化等事業交付額」

J 年日→ 1 1 ~ 9 年日の広域化事業父付額」 - 1 6 ~ 9 年日の連宮基盤強化等事業父付額 ※広域化事業交付総額が上限額となる

Q6 水道事業運営基盤強化推進事業について、簡易水道事業及び水道用水供給事業も合わせて広域化行う場合、当該(旧)給水区域及び(旧)供給区域に要する施設整備も対象としてよいか。

広域化事業の対象とはならないが、一体的に整備することが広域化に資する場合は、運 営基盤強化等事業の上限額の範囲内で整備することを妨げるものではない。

Q7 水道事業運営基盤強化推進事業について、交付を受けたものの予定より遅れたまた、 地元調整などにより広域化に至らなかった場合、交付金の返還等の取扱いはどうなるか。

広域化することを前提として広域化事業を交付するので、目的が達成されなかった場合は、何かしらの措置をしなくてはならないと考える。措置については、理由等により個別に判断する。なお、そういったことが生じないようよく事前調整をされた上で、事業を開始するよう留意されたい。

Q8 資本単価緩和要件にある管路総延長/現在給水人口の平均及び水道料金の平均の算出方法等について。

「管路総延長/現在給水人口の平均」は上水道事業者の全国平均、「水道料金の平均」は上水道事業者の1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用水道料金の全国平均を毎年、別途通知する。

#### Q9 官民連携等基盤強化推進事業の対象範囲について。

本事業は、公共施設等運営権制度(コンセッション方式)を活用した事業を官民連携等 基盤強化の方策の一つとして、事業実施に向けて具体的な検討を行う段階の案件が対象と なる。

Q10 官民連携等基盤強化推進事業の交付を受けて検討を行ったものの事業実施に至らなかった、又はコンセッション方式以外の方策と事業実施することとなった場合、交付金の返還が生じるのか。

人口減少に伴う給水収益の減少、水道事業に携わる職員の減少など水道事業を取り巻く 環境が厳しさを増していることを踏まえ、経営基盤の強化を図り将来にわたって健全な事 業運営を持続させるため、公共施設等運営権制度(コンセッション方式)など官民連携に 向けて、まずは制度の導入を検討していただくことが重要と考えている。よって、本事業 は事業実施に向けて具体的な検討を行うことを交付目的としたため、検討を行った結果と して事業実施に至らなかった又コンセッション方式以外の方策を事業実施することとなっ た場合でも、交付目的は達成されていると解し、交付金の返還は不要とする。

#### Q11 都道府県事務費の範囲について。

現行補助金の指導監督事務費の対象経費の他、生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)に 関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)も対象とする予定である。

#### Ⅳ 経過措置について

Q 1 水道事業運営基盤強化推進事業の経過措置で要する都道府県の同意はどれぐらいの レベルのものを想定されているか。

都道府県水道ビジョンの策定責任者レベル(担当部局長など)の同意を求める予定である。

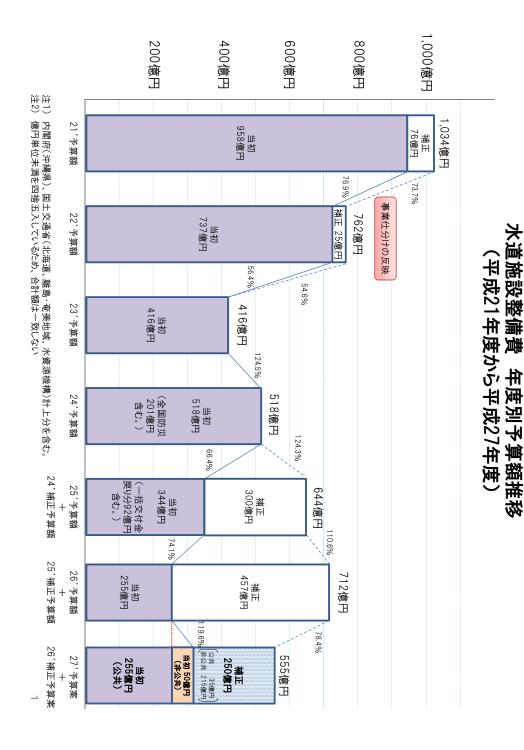
3

# 平成27年度水道関係予算案について



# 平成27年1月19日

# 厚生労働省健康局水道課



水道施設整備費

# 平成27年度水道施設整備関係予算

(単位: 百万円)

				I S
⊠ \$	平成26年度 予 算 額	平 成 2 7 年 度 予 算 案	対 部 年 度	対 前 年 寅
	A	В	В—А	(%) B/A
	(86,821)	(72,516)		
水道施設整備費	40,730	47,305	6,575	1 1 6.1
	( 27,465)	( 16,155)		
簡易水道	13,853	14,155	302	102.2
	( 43,590)	( 12,701)		
上水道	11,513	11,201	Δ 312	97.3
	( 91)	( 100)		
指導監督事務費等	9 1	100	9	109.9
	( 752)	( 561)		
災害復旧費	350	350	0	1 0 0 . 0
		( 26,500)		
耐震化等交付金	0	5,000	5,000	Ι
	( 14,923)	( 16,498)		
東日本大震災	14,923	16,498	1,575	1 1 0.6
水道施設整備費	(71,146)	( 55,457)		
※災害復旧費(東日本含む)を除いた場合	25,457	30,457	5,000	1 1 9.6
注1):厚生労働省、内閣府(沖縄) 注2):亚は26年年予管結構(下码)	、国土交通省()書きは	(北海道、離島・奄美、水資源機構)、 では25年年ば江呂質頼を含む、	復興庁計上分の総計。	

: 平成26年度予算額欄の上段 ( ) 書きは、 : 平成27年度予算案欄の上段 ( ) 書きは、 : 百万円単位未満を四捨五入しているため、

平成25年度補正予算額を含む。 平成26年度補正予算案を含む。 合計額は一致しない。

N

38

# 平成2 年度水道施設整備関係予算案事業概要

# 水道施設整備費補助

27年度予算案: 25 26年度予算額: 25 5 6 5 日 日 日  $\widehat{G}$ ち厚生労働省計上分: ち厚生労働省計上分: : 146歲円) : 146歲円)

び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図る ダム等の水道水源開発や病原性原虫等の不安や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及 ための簡易水道の施設整備に必要な経費

(1 財政支援を行う。

ついて、財政支援を行う。 【補助先】都道府県、市町村、 【補助率】1/2,4/10,1/3, 部事務組合

1/4

## <u>,</u> 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称) (厚生労働省計上)

ഗ 0億円

27年度予算案: 26年度予算額: 貧田

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化を推進するととの広域化を推進し、水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営 るための施設整備に必要な経費について、 水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り水道事業体の運営基盤を強化す 財政支援を行 もに水道事業

【交付先】都道府県(都道府県がとりまとめた耐震化等に関す 策等に要する経費の-部を交付) る事業計画に基づき、 耐震化対

【处付率】 水道施設:1/2,4/10,1/3, 1/4

保健衛生施設等: 3/4, 2/3,1/2,1/3, 卍 盤

250億円

(参考) 平成26年度補正予算案 水道施設の耐震化対策等 災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設等について、地方公共団体が実施す を推進するため、新たな交付金を創設するとともに、高度浄水施設等の整備に要する費用に対して補助を行う。 る型震化

**水道施設災害復旧事業** 平成26年8月に発生した大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、 2億円復旧に要する費用に対して補助を行 ال

# 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)について



#### 剛 生労働省健康局水道課 平成27年1月 \_\_ 0 Ш

- 制度概要
- 生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)対象事業
- 水道事業運営基盤強化推進事業
- =
- 自 水道施設等耐震化事業 官民連携等基盤強化推進事業 指導監督交付金
- 経過措置
- 事業評価の取扱い
- 事務委任の取扱い 地方財政措置
- 20040 その街
- ▶今後のスケジュール
- 配分に当たっての留意点

#### 釶 度概要 基盤施 設耐震化等 付金 (仮巻) 9 創設に J

衛盤生と 水道は、 ・生施設等に ・こて、 线占线 おこまだっているこれをこれません。この時にあることをしていることをしている。 ないなど、もどくで も仮数の記載 定字套 し店維 た絡みで、治療がある。 を等必 確の要 保拠の点点を 10 m こな N 16 が悪水販 めな が影がいれている。 94 2 18 80 B こ事 関♪ なか 社会が 似 产も ソ域ロ住住 ラ展 であり、 `#\ 保活 健基

#### 概要

- $\Diamond$ ◇ 地方公共団体等(表展化等を推進するため 悪化等を推進するため ◇ 都道府県が取りませ ◇ 安定した水の供給を の向上に寄与する。 (都道府県、市町村、一部事務組合等)が整備を行う、水道施設及び保健衛生だめ、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金を創設まとめた水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等に関する事業計画に基づき一治を図るとともに地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もっ 施設等の耐
- $\Diamond$  $\Diamond$ -体的に支援。 って公衆衛生

## 新たな交付金制度

#### 【内容】

都道府県が取り き耐震化対策に要 瞅 9 M めた耐震化等に関す 経費の一部を交付。 В 事業計画に 桝 Ŋ

【対象施設】 〇水道施設 〇水道施設 災害時でも安全で 持続可能かつ強靱な 情傷易水道事業に係 で良質な水道水を供給し |な水道を構築する。 |係る施設、上水道事業に ŗ 

庥 В 認識 毑

○保健衛生施設等 災害時でも地域住民の健康増進及び疾病予防・ の拠点としての機能を維持する。 『精神科病院、原爆被爆者保健福祉施設 等】 治療な  $\mathcal{U}^{\underline{z}}$ 



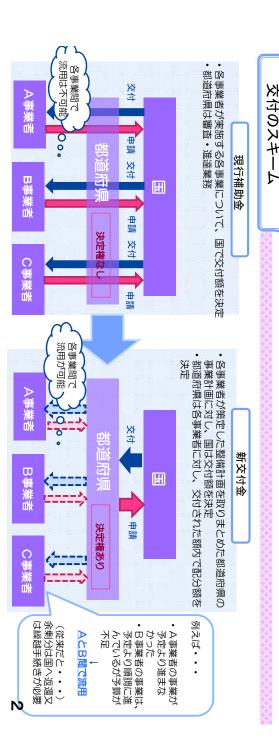
#### 1 训 肼 翹拖 맹 클 震允 立 制 (仮称) の特徴に U いて

#### ポイソマ

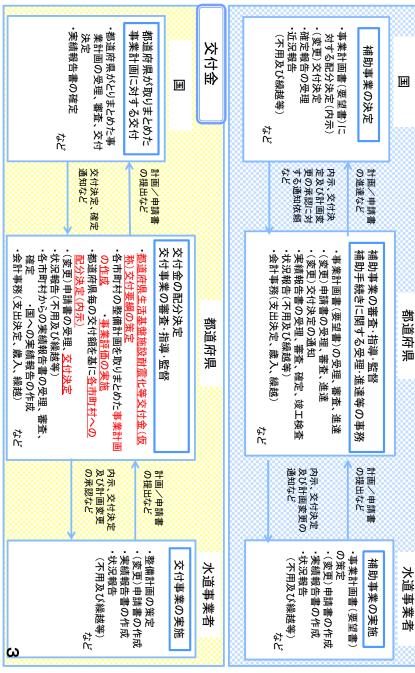
- $\Diamond$ 効率的な事業実施が可能 都道府県の裁量により、都道府県内の市町村間での流用が可能 となり、 各事業の進捗状況等により、 柔軟かし
- 地方公共団体に自由度を高め、 より都道府県のリー W シップの発揮が可能

 $\Diamond$ 

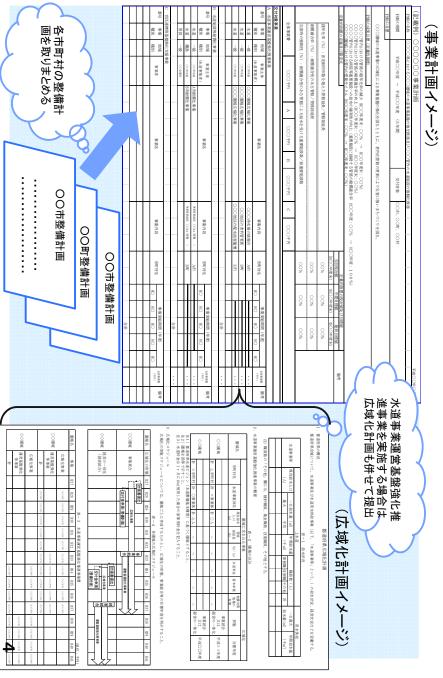
 $\Diamond$ 建設投資が可能 今まで各事業者毎に進めてきた耐震化及び広域化等について、 体的に進めていくことで、計画的かつ効率的な



### 現行補助金 H 都道府県の事務に U アンプ 都道府県 補助事業の実施 水道事業 ₩



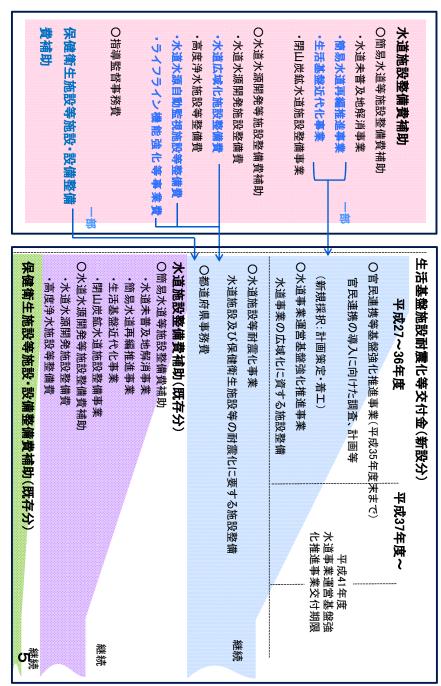
### 豐 都道 府県が提 H अ e) 唧 8



# # 活基盤施設耐震化等交付金(仮称)対象事業

戡 作

擽 쌂 ュ 串



## 5 水道事業運営基盤強化推進 事業に U いて

#### 条 弃

- 都道府県水道ビジョン(水道整備基本構想)に基づく圏域における広域化であること
- ы 市町村域を越えて3事業者以上の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則5万人以上である 但し、現在給水人口1万人未満の事業者を含む場合は、計画区域内の給水人口が3万人以上であるこ 'n پ
- ω 資本単価が90円/㎡以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。但し、 緩和条件を設ける。
- 4 平成36年度までに着工した事業を対象とし、 交付期限は平成41年度とす

QI

補助率は1/3

とする。

## 現行制度との比較

## 現行補助金

# ・現在給水人口が原則50万人以上であること

- ・広域的水道整備計画(水道法第5の2)に基づく事業
- ・給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること
- 資本単価が140円/ポ以上であること
- 事業統合であること

ななど

- ※1 経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態をいう。
  ※2 「地震対策地域」とは本交付金上、下記地域を指す
  ・大規模地震対策特別措置法第3条1項の規程に基づく地震防災対策強化地域
  ・ 南海トラブ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条1項の規程に
  基づく南海トラブ地震に災対策推進地域
  ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域
  ・ 古都直下地震対策特別措置法第3条1項の規程に基づく首都直下地震緊急対策区域
  ・ 首都直下地震対策特別措置法第3条1項の規程に基づく首都直下地震緊急対策区域

・給水人口の緩和(50万人以上→5万人以上)

新交付金

- ・法的根拠に基づく計画を要件上は撤廃
- ・事業統合の他、経営の一体化(※1)を対象
- 資本単価要件の緩和(140円/ポ以上→90円/ポ以上) また、次の①~③いずれにも該当する場合は**資本単価**

# 要件を撤廃

①現在給水人口1万人以下

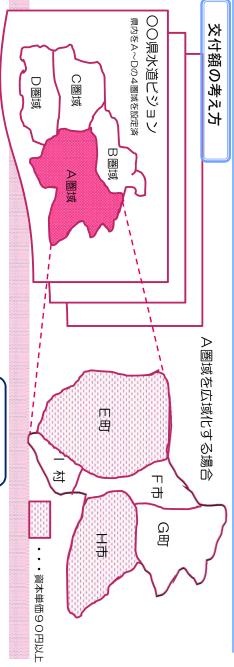
②地震対策地域(※2)に指定されている地域

③管路総延長/現在給水人口が平均以上

又は水道料金が平均以上

0



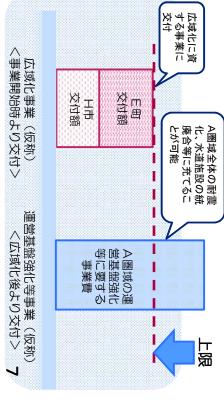


圏域内の広域化事業(仮称)の交付額を 圏域内における運営基盤強化等事業費 (仮称)の交付上限額とする



現行の水道施設整備費の補助対象と なっていない水道事業体にインセンティ ブを与えることにより、広域化に向けた 取組を加速

圏域全体の耐震化率等を上げることで 強靱で持続可能な水道を構築

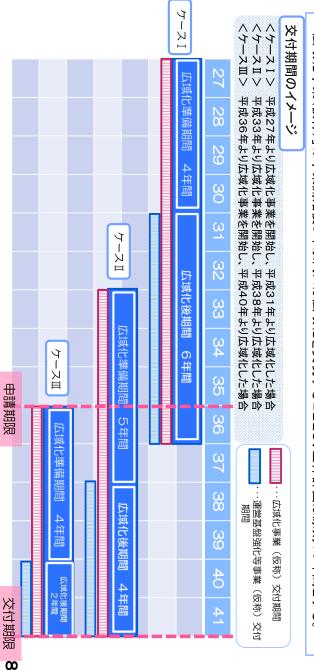


# 水道事業運営基盤強化推進事業について

## 交付期間の考え方

※生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)における広域化とは事業統合又は経営の一体化とする

- ・平成36年度までに着工した事業を対象とし、交付期限は平成41年度とする。 ・生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)における水道事業運営基盤強化推進事業は資本単価要件等を満たしている事業体に対する「広域化事業(仮称)」と広域化した圏域全体に対する「運営基盤強化等事業(仮称)」から構成される。
- 「広域化事業(仮称)」は事業開始時より対象事業体へ交付し、「運営基盤強化等事業(仮称)」は広域化後より交
- 付する。 「広域化事業(仮称)」の事業開始後5年以内には広域化を実現することとし、 全体計画は原則10年間とする



#### 水利権制度の運用について

東部地域広域水道企業団

現

水利権更新については、更新時における需要予測により水量算出を行っているところであるが、人口減少が進む現状においては水需要見合いでの「水利権の減量」が現実的な問題となっている。特に多目的ダムに参画し水利権水量を確保したケースにおいては、巨額の初期投資だけでなく、更新費用、維持管理費用に関わる課題となっている。

状

誀

ダム参画時より人口減少が進んでいる現状において、更新ごとに需要予測を行った場合、いずれ水利権水量を満たすことは困難となる。一方でダム事業費は参画時の水利権水量に基づいた比率で負担をしており、ダム供用開始後の堰堤改良事業費、維持管理費についても同率で負担を継続している。

黒

仮に需要予測が水利権水量に満たず、これを減量するようなことになった場合、負担率の変更に他事業者が応じることは考えられず、 水利権を失った部分まで維持管理費、堰堤改良等の更新費を負担するという状況になり、到底水道利用者の理解を得られない。

国への要望

水道事業体が多目的ダムに参画した場合、ダム事業費負担割合の算出基礎となった水利権水量については、同量更新を認める制度を導入いただきたい。

中部地区協議会

#### 紫外線処理設備の導入に係る国庫補助制度の要件緩和について

砺波広域圏事務組合

瑪

状

水道におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物に対しては、「水道施設の技術的基準を定める省令」等に基づき、対策が 進められています。このような状況の中、令和元年5月に「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「水道におけるクリプトスポリ ジウム等対策指針」が一部改正され、水道原水に係るクリプトスポリジウム等の汚染のおそれが高い(レベル4)施設の予防対策とし て、ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備が新たに位置付けられました。

譙

紫外線処理設備等の高度浄水処理施設の整備には多額の事業費が必要であり、給水人口の減少等に伴い給水収益が減少している厳しい 経営状況下においては、必要な資金を確保することが非常に困難となっています。

また、高度浄水施設等整備費の採択基準は厳しいものとなっており、特に紫外線処理設備の整備については「既存の浄水施設が、浄水の 濁度を 0.1 度以下に維持できていない施設」が要件の一つであり、信頼性の高い水道の運営に努めてきた事業者にとっては利用しやすい ものとはなっていない状況です。

耐塩素性病原微生物等の水質問題に対応した施設の整備により、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、高度浄水施設等整備費 の採択基準における資本単価要件等の撤廃又は緩和を要望するものです。

の要望

#### 1 現状

当事業所では、既設ろ過池を今までどおり運用しながら、クリプトスポリジウム等に対する安全性を強化(マルチバリア)する目的で、平成28年度に紫外線処理設備の導入を含む浄水処理方法の変更認可を受けました。しかしながら、必要な資金の確保が困難なこと等により事業が先送りされている状況です。

(技術進歩により、UV ランプよりも高効率な、大容量タイプの LED ランプが普及することも期待しています。)

#### 2 国庫補助の活用

事業費の確保にあたり、高度浄水施設等整備費の活用を検討していましたが、一部の要件を満たすことができず、対象外となっています。

採択基準	内容	判定	
1 - (1)	クリプトスポリジウム等が		
	検出された河川		
	水源水質にクリプトスポリ		
1 (5)	ジウム等が検出されたこと		
1 - (5)	がある及びろ過施設を備え	O	
	ている		
2 - (1) - b	浄水の濁度を 0.1 度以下に	×	
$\begin{bmatrix} 2-(1)-6 \end{bmatrix}$	維持できない施設	X	
3 - (2)	資本単価が 70 円/㎡以上	×	
3 (2)		^	

(厚生労働省ホームページより抜粋)



#### クリプトスポリジウム等対策について

#### 危機管理

このページは水道関係の危機管理についてご覧になることができます。

#### クリプトスポリジウム等対策について

#### 制度改正の背景

クリプトスポリシウム等の影響療性病障主物への対策については、従来、原水に影響療性病原主物が購入するおそれがある場合には特水処設に建選等の設備が扱けられなければならないこととされてきました。しかし、必要な嫌悪危機の診断されていない無限が、特に小機関な水道情報であく残存していることなどから、影響を推測を指針対象を一層を辿っていく必要があるところです。

こうしたことから、平底19年3月に地表水以外を悪水とする施設における前推業性病原生物対策に条外線处理を新たに位置つけるため、水道施設の技術お養 事を主める省合を改正するとともに、新たに「水道におけるクリプトスポリシウム等対策を針」をとりまとのました。あわせて、毎種意及びクリプトスポリシウム等の投資方法等も通りました。

その後、地表水を算水とする施設においても、亜塩素性病原性物対策として紫外線処理が有効であるとの知見が得られたことを確定え、令和元年3月に水道 施設の技術的基準を定める場合及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を投正しました。

水道施設の技術的基準を定める省令(一部抜粋) (浄水施設)

第五条 浄水施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければな らない。

#### 一~七 略

八 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件が備えられていること。

イ ろ過等の設備であって、耐塩素性病原生物を除去すること ができるものが設けられていること。

- ロ 地表水を原水とする場合にあっては、ろ過等の設備に加え、ろ過等の設備の後に、原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。 ただし、当該紫外線処理設備における紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものである場合に限る。
- ハ 地表水以外を原水とする場合にあっては、原水中の耐塩素 性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設け られていること。ただし、当該紫外線処理設備における紫外 線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に 支障がないものである場合に限る。

#### 水道スマートメーター普及事業に対する財政支援体制等の確立について

佐久水道企業団

現

状

水道事業は原則として独立採算で経営しなければなりませんが、収入の大半は水道メーターを検針することで算出する水道料金が占めております。水道メーターの検針業務については、検針員委託など人手に頼る部分が多く、山間部や積雪の多い場所、地理的条件の厳しい地域では検針することが困難な場合もあり、また時間や費用が膨らみ、さらには将来見込まれる検針員の人材不足など、安定した検針業務の遂行に支障を来すことが予想され、その結果、水道料金収入に影響を及ぼすことも懸念されます。将来にわたり、持続可能な安定した事業経営、そして水道サービスを継続させていくためにも、水道事業における業務の効率化を図ることは差し迫った課題であり、スマートメーターの導入はこれら問題点を解決する手段の一つであります。

こうした中、昨今は、電気事業や民間企業と連携して水道スマートメーターの導入が進められており、今後、スマートメーターの必要性はさらに高まるものと考えられます。当企業団においても、令和4年度からスマートメーターを試験的に導入し、技術的な課題や費用対効果などの検証を行っておりますが、遮へい物の有無や通信端末の設置深度など発信機の設置状態によって送信電波が減衰すること、また、電波が不安定な山間部では通常よりバッテリーの消耗が激しいなど、様々な課題が確認されております。スマートメーターの活用は検針業務の効率化だけでなく漏水の早期発見など受益者サービスの向上、さらには給水管路の水理計算など施設の維持管理に活用できることなど、多くの効果が期待できると思われます。

課

莊

スマートメーターの導入にあたっては、メーターひとつあたりの価格が現在のメーターより高額であるため、交付税措置や一般会計からの繰り入れなどがなく自己財源での経営を基本とする企業団においては、導入費用は大きな負担であり導入するうえで障害となっております。また、技術面に関しても、解決すべき事項が山積する中で課題解決への取組みは継続して実施していかなければならない状況であります。

玉

水道スマートメーターの導入を推進するために、まず国庫補助事業の新たな創設など各事業体が導入に係る費用の財政支援の拡充 を要望いたします。

、の要望

また、現在各事業体が抱えている技術面での問題点を共有する体制の構築と設置環境や通信方式など一定の要件や満たすべき基準を定めた技術指針等の策定を要望いたします。

さらに、上記技術的問題を解決するために要する費用の財政支援もあわせて要望をいたします。



本文へ \* お断合わせ窓口 \* よくある御職!

Georgia カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報 - 白書

所管の

↑ ホーム > 改第について > 分野別の政策一覧 > 建重・圧覆 > 建庫 > 水道対策 > CPS/JoTの活用

#### CPS/IoTの活用

#### 水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業

#### 1. 水道事業におけるCPS/IoT等の活用

水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、職員数の減少などのさまざまな課題に適面しており、将 末にわたって安全で良質な水道水の供給を確保し、安定的な事業運営を行っていくためには、市町村の垣根を越えた 広域連携などを通して水道事業の運営基盤の強化とともに、水道事業の業務の一層の効率化を図る必要があります。 しかし、水道施設の点接、維持管理面は人の手に大きく依存しているため、軽島や山間・景雷地域といった地域的条 件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの特間と費用を要しているほか、災害時には減水額所の特定に辞 間を書きるなど、効率的な事業運営や解急時の迅速な福田が課題となっています。

このため、CPS/IoT等の先端技術を活用することで、自動接針や濃水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられます。

#### 2. CPS/IoT等の活用に係る財政支援

摩生労働省では、広域的な水温施設の整備と併せて、IoT等の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を囲るなど、先端技術を活用して科学技術イノベーションを指向するモデル事業について、先端技術を用いた設備の導入及び水道施設の整備の支援を平成30年度より実施しています。

※ 水道事業における10T・新技術活用推進モデル事業(生活事態施設計画化等交付金) [755KB] □

※令相6年度「水湖事業における107・新技術活用推進モデル事業」の耐致支援事業を募集しております。 対象事業等は下記事務連維等をご確認ください。

提出期限:令和5年9月29日

【水道情報活用システム】

事務連絡等【zip:1.87MB】

【水道情報活用システムを除くその他IoT技術等を用いるもの(その他IoT)】

- 事務連絡等 【zip:2.62MB】

#### 財政支援を活用したモデル事業の概要(参考例)(厚生労働省ホームページ抜粋)



#### 当企業団の従来(アナログ・乾式)量水器とスマートメーターの購入単価比

従来(アナログ・直読・乾式)の単価を1とした場合のスマートメーターの購入単価比

		スマートメーター				乾式アナログ量水器
		スマートメーター本体	発信機(Iot-R)	防水加゚-	合計	(従来の量水器)
R4	13	4.30倍	4.09倍	1.25倍	9.64倍	1.00
114	20	2.83倍	2.34倍	0.71倍	5.88倍	1.00
R5	13	3.92倍	3.60倍	1.10倍	8.62倍	1.00
KS	20	3.06倍	2.50倍	0.76倍	6.32倍	1.00
R6	13	一体化			8.00倍	1.00
R6 20		一体化			5.56倍	1.00

※R4年度、R5年度は実績、R6年度は予算作成時の見積り単価

#### 地下水利用専用水道の揚水規制に係る法整備について

愛知中部水道企業団

瑪

壮

水道は、快適な生活を営む上で欠くことのできない重要なインフラ施設です。水道事業者は、安全で安心できる水の持続的な供給をするために水道施設の整備を行い、我が国の水道普及率は100%に近い数字となっています。こうした中、昨今、水道事業を取り巻く環境は変わりつつあり、給水人口が伸びている地域においても節水機器の普及等により、有収水量は給水人口増に見合った増加をしていません。また、経費節減を目的とした、地下水との併用による水道水をバックアップとして使用する手法が近年増加しており、特に大口使用者の地下水利用は、水道事業における経営状況のみならず事業運営全般に多大な影響を及ぼしています。

課

地下水の併用に伴い、水道水を常時使用しない場合は滞留により水質が悪化する一方、水道水を使用した場合は流速の急激な変化に伴い、周辺地域に濁り水が発生する恐れがあります。また、水道事業者にとって大口使用者の地下水利用は、給水量の減少に伴う給水収益の減収に繋がり、大口使用者のための過大な水道施設に関する費用が回収できず、その回収のために他の水道使用者への負担増が懸念されます。

匙

地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規に設置する地下水利用専用水道に対して地下水の揚水量 を規制した法整備を図るよう要望します。

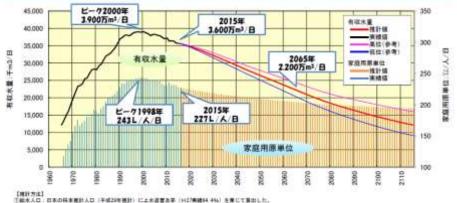
当への要望

#### 厚生労働省「水道の現状について」より抜粋

#### 日本水道協会「地下水利用専用水道等に係る水道料金の考え方と料金案 事例集」より抜粋

#### 人口減少社会の水道事業

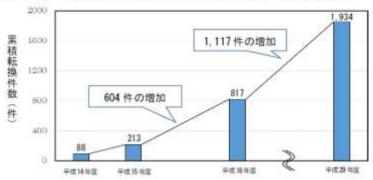
- > 日本の人口変動や、節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は 平成12年(2000年)をピークに減少しており、50年後(2065年)にはピーク時より約4割減少。
- 水道事業は、原則水道料金で運営(独立採算制)されているが、人口減少に伴い料金収入も減少し、水道事 業の経営状況は厳しくなってくる。



ご有収水量 家庭州と家庭特以外に分類して推計した。 家庭所有収水量 - 家庭外別提供 > 飲水入口

4. 家庭所有収水量の比率(0,340)で設定した。 3高級、低級は、日本の何見機計入口の変で組織設定性を高収(高級)。同じ高級数字出き組織(高級)に変更した場合の機計結果である。





後平成14年度・15年度の数値は、「地下水利用専用水道の拡大に関する報告書」(平成17年3月)による 平成14年度当初をゼロとした場合の数値

奈平成 18 年度の数値は、平成 20 年7月のアンケート調査結果における、給水人口 10 万人以上の水道事業 者(有効回答事業者教:215)の教領

海平成29年度の数値は、本追補限アンケート調査額果における、輸水人口10万人以上の水道事業者(有 苅回答事業者数:219)の数値

#### 地下水利用専用水道への転換による1年当たりの推定減収額



#### 水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援の体制の確立について【統一要望】

愛知中部水道企業団

瑪

. .

水道事業者は、かつて増加する水需要に対応し、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきました。これらの施設には、水需要が急増した昭和 30 年代から 40 年代にかけて建設されたものが多く、現在では、建設後相当年数を経過していることから、その多くが更新の時期を迎えています。また、環境問題が深刻化する中、低炭素社会への貢献や環境負荷低減に寄与することが水道事業者の責務とされ、その推進が求められています。このように、水道には地球環境重視など新たな視点が求められるとともに、水質悪化に対応した水質管理体制の強化や高度浄水施設の整備等も求められています。

割

この様々なニーズへの対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を水道事業者が独自で負担することは、水道事業経営に及ぼす影響も大きく、老朽化した水道施設の再構築を早急に推進することは極めて困難な状況となっています。

題

国への

要望

水道施設の再構築事業等に対する新たな財政支援体制の確立に向けて、取水施設、浄水施設、送水施設等を始め水道基幹施設の再構築 事業に対する国庫補助制度の創設を国に対して要望します。

#### 水道事業に対する財政支援の拡充及び要件緩和等について【統一要望】

愛知中部水道企業団

玙

水道は市民生活に不可欠なライフラインであり、水道事業者には安全で良質な水道水を継続的かつ安定的に供給することが求められています。一方で、水道事業を取り巻く環境は、人口減少や、節水機器の普及による使用量の減少により、財源の柱である料金収入が継続的に減少していくことが見込まれており、今後も厳しい経営状況が続くことが想定されます。

状

≇田

施設の更新・耐震化を進めるためには膨大な資金を要することから、料金収入が減少している現状では、各水道事業者で資金を確保することは非常に困難であると思われます。

題

水道施設の老朽化対策や耐震化を迅速に進めることができるよう、水道関係予算の確保並びに水道施設の更新・耐震化にかかる国庫 補助制度の拡充及び要件の緩和について、以下のとおり国に対して要望します。

国への

- (1) 水道事業に対する予算額を十分に確保し、水道事業者の要望額の満額交付を継続するとともに交付率の引き上げを図ること。
- (2) 生活基盤耐震化施設等交付金の老朽管更新事業において新規事業を採択するよう制限を撤廃すること。
- (3) 生活基盤耐震化施設等交付金の採択基準である資本単価の要件を撤廃又は緩和すること。

関西地区協議会

#### 全国水道企業団協議会【関西地区協議会・要望概要】

#### <国土強靭化の推進>

#### 要推進事項

- 1 重要施設(浄水場等)の更新・耐震化を進めたい
- ・5か年加速化計画の浄水場耐震化率目標引上げ (R7:41%)
- 2 設備機器の更新・耐震化を着実に進めたい
- ・強靭化のための整備対象のうち、設備機器の割 合が約6割と高い
- 3 配水支管の一体的な更新・耐震化を進めたい
- ・同一管路で送配水及び給水分岐の機能を果たし ている施設が多い

#### <水道広域化の推進>

- 1 府域一水道に向けて更なる統合を進めたい
- ・協議の整った事業体から順次統合を進めている が、今後は大規模事業体の統合を推進
- 2 簡易水道の経営統合を進めたい
- ・順次統合を進めているが、統合される簡易水道 事業及び統合する上水道事業の経営の悪化が懸 念

#### <その他>

- 1 新たな水質課題への対応が必要
  - ・高度浄水処理の処理性が低下する低水温期にお いてカビ臭の原因となる藻類が発生
  - ・現在の浄水処理工程では、有機フッ素化合物の大きな低減は困難
- 2 児童手当支給に係る業務負担を減らしたい
  - ・受給者の家族構成や所得等の状況確認ができな いため、各市町村への確認が必要
  - ・県や構成団体への支給状況の報告が何度も必要

#### 特に「特定社会基盤事業者」は各施策を加速化させる必要がある。しかしながら、現在の国の支援制度では課題もある。

#### 国の制 度上の 問題点

- 1 基幹水道構造物の耐震化事業に係る要件が厳しい
- ・浄水場の更新・耐震化事業が資本単価要件により 交付対象外
- 2 設備機器の整備が補助対象にならない
- ・対象が管路及び構造物に限定
- 3 配水支管が補助対象にならない
- ・対象が基幹管路(導送水管、配水本管)に限定
- ・給水分岐があるため、全て配水支管として位置付 けられ交付対象外

#### 1 広域化事業の対象事業が限定的

- ・交付対象事業が限定されており、基盤強化の中心 的役割を果たすべき大規模事業体にとって統合の インセンティブとならない
- ・対象事業(基幹管路の耐震化、統合元の人材・経営 能力を活用した施設・設備整備)において要件を満 たさない事業体が多数
- ・事務所統廃合に係る整備が交付対象外
- 2 特定簡易水道事業が補助対象にならない
- ・統合後は特定簡易水道となり交付対象外

#### <u>1 新たな水質課題に対応するための体制・補助メニューがない</u>

- ・有機フッ素化合物の暫定目標値に見直しの動きが ある
- ・新たな設備や処理方法の導入が必要になる可能 性がある
- 2 児童手当支給に係る事務が煩雑化している
  - ・構成団体を経由しての繰り出しとなり、水道事業 者側で、事務負担、費用負担が生じている

国の施策推進のためにも補助制度の拡充が必要

#### 【案1】 既存の補助メニュー充実(要件緩和・対象拡充)により実現する場合

- 1 耐震化事業に係る資本単価要件の撤廃又は緩和
- 2 耐震化等の対象施設の拡大(建物、設備機器等)
- 3 管路区分の撤廃(配水支管の定義見直し)

- 1 広域化事業の対象事業の拡大、各要件の撤廃又 は緩和
- 2 R16までの時限措置の撤廃又は延長
- 3 簡易水道再編推進事業の対象拡充(特定簡水)
- 1 新たな水質課題(冬季カビ臭、有機フッ素化合物への対応)に向けた調査・研究推進体制の創設及び施設改良・新設に対する補助メニューの拡充
- 2 企業団職員の児童手当の支給を住所地へ変更

要望

#### 【案2】補助メニューの創設、プロジェクト単位の一括補助メニュー設定等により実現する場合

- 1 水道施設の耐災害性強化対策に向けた、更新・耐震化の計画全体を対象とした補助メニューの創設
- 1 統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全 ての事業を対象とする新たな補助メニューの創設

詳細は別紙 【補足資料】参照

#### 【補足資料】補助メニューの創設、プロジェクト単位の一括補助メニュー等を設定するにあたって

#### <国土強靭化の推進>

水道施設の耐災害性強化対策に向けた、更新・耐震化の 計画全体を対象とした補助メニューの創設

#### <水道広域化の推進>

統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全ての事 業を対象とする新たな補助メニューの創設

#### [案1] 広域水道事業体を重視する視点

・ 広域水道事業体が保有する施設が、災害、事故等により被害を 受けた際には、広域的(複数の行政区域の利用者)に、減水・断 水等が生じる事になる。

#### [案2] 用水供給事業体を重視する視点

- ・用水供給事業体が保有する施設は全てが地域における基幹施 設であり、災害、事故等により被害を受けた際の影響が大きい。
- ・また、施設や管路が大規模であるため、復旧に長期間を要する 事になる。
- ・ 用水供給事業体への依存割合が80%を超える地域(100%の 地域)もある。

#### [案3] 人口密集地域等を重視する視点

- ・ 人口密集地域において、災害、事故等により減水、断水が生じた 場合、影響を与える利用者の数が膨大となり、応急給水にも相 当の困難が予想される。
- ・ 経済安全保障政策における「特定社会基盤事業者」として位置 付けられている事業体についても同様である。

#### [案1] プロジェクトを重視する視点

・各地域において進められている、施設の統廃合を含む「広域化」 推進のための計画(プロジェクト)」の内容等を審査し、プロジェ クト単位で判断することにより広域化を促進する。

#### 「案2] 広域化を都道府県の事業と位置付ける視点

都道府県において策定した水道広域化推進プランを踏まえ、関 連する施策を都道府県の事業として位置づけ推進する。

#### [案3] 大規模事業体の参加を促進する視点

大規模水道事業体は、技術基盤及び経営基盤の強化において 中心的役割を果たす存在であり、統合を促進するための仕組み が必要である。

#### 提案

要望

「上水道システムのハード面、ソフト面での強靭化を促進」・「限られた財源のもと効果の創出を加速化」

#### 国庫補助の対象施設の拡充について

団体名 阪神水道企業団

現

全国の水道事業体と同様に、当企業団においても、高度経済成長期に整備した施設を中心に、大量の施設整備を進めていく必要がある。

状

国においては、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策が定められ、水道においては、施設の停電対策、浸水対策、土砂災害対策が示されている。また、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)が制定され、特定社会基盤役務特定社会基盤事業者として、当企業団を含む23の水道事業者が指定されている。(R5.11.16)

当企業団は、阪神地域の総給水量の約8割の水道用水を供給している。

当企業団の施設は、地域における水道の基幹施設であることから、災害発生時における大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、施設の強靭化を進めていく必要がある。

課

強靭化を進めるためには、管路及び構造物だけでなく、供給のために必要なポンプや浄水処理に係る設備機器等の適切な整備が必 須である。

題

当企業団の場合、資産の約4割を設備機器が占めており、今後、これらの整備に関して多額の費用を要することとなる。 施設の強靭化を推進するにあたって、国からの財政支援は必要不可欠であるが、現在では、設備機器の整備は交付対象となっていない。

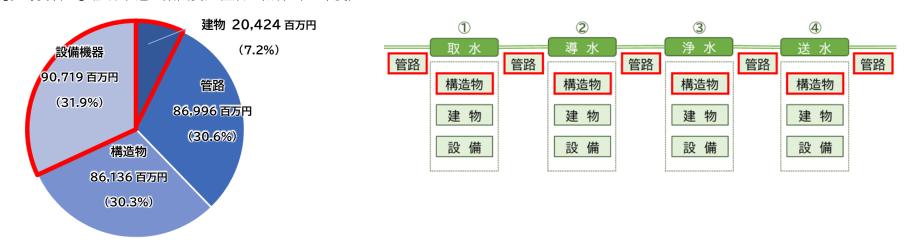
玉

の要望

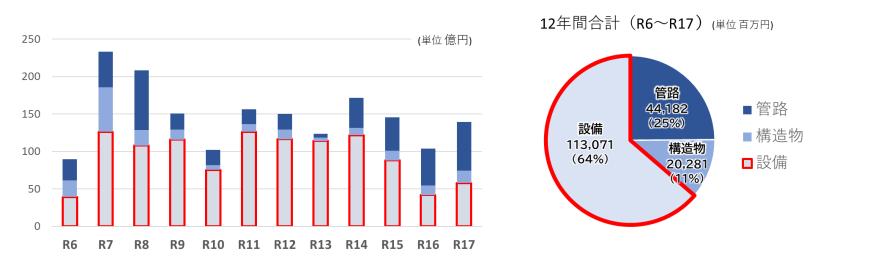
特定社会基盤事業者における水道施設強靭化のため、全ての水道施設の整備を交付対象とした補助メニューの創設を要望する。

「参考資料1] 阪神水道企業団資産種別の割合(R3年度)

「参考資料2〕赤で示したもの以外は補助対象外となっている。



[参考資料3] 施設改良計画(案)における今後12年間の施設整備所要額(施設種別)



#### 「参考資料4 】 経済安全保障推進法関連

国において、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(経済安全保障推進法)が制定され、特定社会基盤役務(国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生じる恐れがあるもの)の提供を行う者のうち、その使用する特定重要設備(特定社会基盤役務を安定的に提供するため重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用される恐れがあるもの)の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう自体が生ずるおそれが大きいものとして該当するものを特定社会基盤事業者として、当企業団を含む23の水道事業の指定(令和5年11月16日)がなされた。

#### 新たな水質課題に対応した施設更新等の補助メニュー拡充について

団体名 阪神水道企業団

瑪

水源水質については、各地において様々な課題が顕在化してきている状況であり、これらが浄水処理に影響を与え、処理コストの 増加等の大きな要因になっている。

状

また、淀川水系においても、冬季におけるカビ臭の発生や有機フッ素化合物への対応など、新たな課題が生じている。

誰

当企業団では、主に以下の新たな水質課題への対応が課題となっている。

1 冬季カビ臭の発生

됉

これまで、かび臭の発生時期は平・高水温期であったため、従来の高度浄水処理による除去が可能であった。しかしながら、近年、高度浄水処理(特にオゾン処理)の処理性が低下する低水温期に、カビ臭発生の原因となる藻類が淀川水系

しかしなから、近年、高度伊水処理(特にオノン処理)の処理性が似下する似水価期に、カロ吴光生の原因となる藻類が使用水気においても確認されており、冬季かび臭への対応が求められている。

2 有機フッ素化合物への対応

有機フッ素化合物は、科学的・生物学的酸化に耐性を持つ非常に安定した分子であるため、現在の当企業団の浄水処理工程では、 有機フッ素化合物の大きな低減は困難である。

現状、水質管理目標設定項目における暫定目標値を下回っているが、暫定目標値の見直しの動きが出ており、新たに設定された暫定目標値によっては、粉末活性炭注入設備の導入や新たな処理方法の導入が必要になる可能性がある。

国

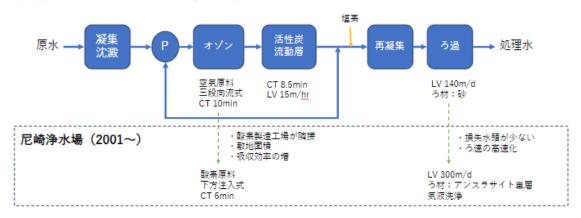
1 水源水質保全の強化

- 2 新たな水質課題に対応するための調査・研究及び推進体制の創設
- 3 新たな水質課題に対応するための施設改良及び新設に対する補助メニューの拡充・創設

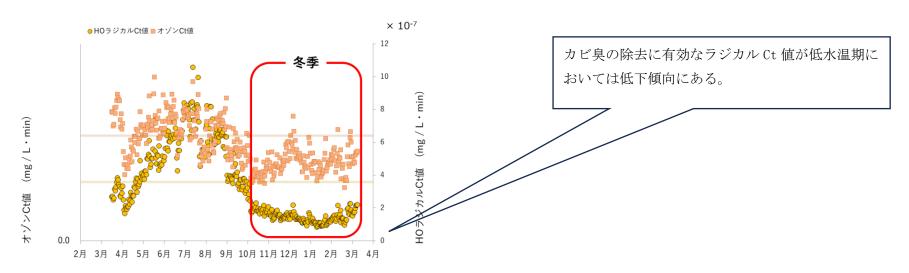
の要望

#### [参考資料1] 当企業団施設の現行の浄水フロー

#### 猪名川浄水場Ⅲ系処理フロー(1993~)



[参考資料2] 当企業団施設におけるオゾン Ct 値及び HO ラジカル Ct 値の比較



#### [参考資料3]当企業団の有機フッ素化合物検出状況

#### [参考資料4]日本及びその他各国の PFOS, PFOA 目標値

(ng/L)

採水	年月	猪名川浄水場 浄水	尼崎浄水場 浄水
R5年度	9月	7	5
	6 月	5未満	5未満
R4年度	3 月	5未満	5未満
	12月	8	9
	9月	11	12
	6 月	5	5未満
R3年度	3 月	5未満	5
	12月	8	7
	9月	8	9
	6 月	40	33
R2年度	3 月	5未満	5未満
	12月	11	13
	9月	8	5
	6 月	6	8

<sup>※</sup> 数値はPFOS及びPFOAの合算値

国	目標値(ng/L)		備考	
E	PFOS	PFOA	畑ろ	
□ <del>★</del> (2020)	本(2020) 50		   2023年12月、PFH×Sに関する規制措置が公布。	
日本(2020)	(PFOS、PFOA の合算)		PFOS、PFOAについても見直しの動きあり。	
			2022 年に暫定ガイドライン値として	
WHO	-	-	PFOS 100 ng/L、PFOA 100 ng/L を提案。	
			総 PFAS は 500 ng/L を提案。	
			2023年に、現時点での分析能力(定量下限4ng/L)を考慮	
<b>平国(2016)</b>	70		して PFOS 4 ng/L、PFOA 4ng/L とする規制値案を公	
米国(2016)	(PFOS、PFOA の合算)		表。	
			2023 年末までの規制値の決定を目指すとしている。	
英国(2021)	100	100		
			2023 年に飲料水に係る法令が改正され、20PFAS合計	
ドイツ(2017)	1001 1001	(C=4~13 の各 PFSA 及び PFCA)100 ng/Lは 2026年、		
		4PFAS(PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS)合計 20 ng/L は		
			2028 年に適用予定。	
カナダ(2018)	600	200	2023 年に総 PFAS 30 ng/L の目標値を提案。	

#### 生活基盤施設耐震化等交付金制度(水道事業運営基盤強化推進事業)の充実について

大阪広域水道企業団

現

全国の水道事業体での喫緊の課題は、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進行しているとともに、耐震性の不足等から大規模な災害の発生時に断水が長期化するリスクに直面しており、大阪府域も同様の状況である。

狀

このような中、厚生労働省から「水道の基盤を強化するための基本的な方針」が示され、大阪府が「大阪府水道基盤強化計画」を 策定し、広域連携を主軸とした取組を推進しているところである。

当企業団では、協議の整った市町村から順次統合を進めており、更なる統合を推進するためには以下の課題がある。

① 府域一水道を推進するためには、事業運営の中核となる大規模水道事業者の統合が重要であるにもかかわらず、現行の要件を満たさない団体があるため、当該水道事業者にとってはメリットが見いだせず、統合が進みにくい。

#### 課

題

②「広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備」の対象事業費は、「法定耐用年数が経過した水道施設の更新・改修等に関する整備費のうち、統合先が過去5年間に行った建設投資額の平均を上回る額」であり、その建設投資額から基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除できるものとしているが、「水道料金の平均」や「有収密度」といった要件が厳しい。

- ③「広域化を契機に基幹管路の耐震化を行う事業」については、「水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業」となっており、前述と同様、「水道料金の平均」や「有収密度の平均」といった要件が厳しい。
- ④広域化に伴う事務所の統合が補助金の対象となっていないため、更なる事業運営の効率化が図れない。

## 国への要望

- ①広域化事業補助金の資本単価に関する要件を撤廃又は緩和し、令和 16 年度までとしている時限措置を撤廃又は延長されたい。 また、事業運営の中核となる大規模水道事業者が活用できるよう、統合後の既存水道施設の更新又は改修に係る全ての事業を補助対象とする新たな補助金を創設されたい。
- ②過去5年間の建設投資額から、基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除できる対象水道事業体を限定する要件を撤廃されたい。
- ③広域化と合わせて実施する基幹管路の整備について、「水道管路緊急改善事業の要件を満たす事業」とする要件を撤廃されたい。
- ④広域化に伴う水道事業の統合事務所の整備を補助金の対象とされたい。

#### • 参考資料

#### ①-1 広域化事業補助金の資本単価に関する要件の撤廃又は緩和について

府内の水道事業体では資本単価が90円未満の団体があり、資本単価要件を満たさず補助対象外となる団体がある。

#### ①-2 広域化事業補助金の時限措置の撤廃又は延長について

生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表より抜粋

	1 事業区分	}	2 採択基準
大事項	中事項	小事項	2 休 伏 峚 毕
水道事業運 営基盤強化 推進等事業	水道事業運 営基盤強化 推進事業	広域化事業	特定簡易水道事業以外の簡易水道事業(以下「簡易水道事業」という。 ただし、経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。)、資本単価が90円/㎡以上の水道事業又は70円/㎡以上の水道用水供給事業が行う次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後5年以内に事業統合又は経営の一体化(以下「広域化」という。)を実現すること。 また、全体計画は原則10年間とし、令和16年度までの時限事業とする。

令和8年度以降の統合では、 10年間の補助金が 確保されない

#### ② 過去5年間の建設投資額から、基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化を行うための整備費を控除できる対象水道事業体を限定する要件の撤廃について

表1 大阪府内で要件を満たさない水道事業体数(出典:大阪府「令和3年度 大阪府の水道の現況」より)

要件	いずれかの条件を満	たす団体数
条件①: 水道料金の平均 1,604 円以上	条件①及び②に適用	
条件②:給水収益に占める企業債残高 300%以上	条件①及び③に適用	7 / 43
条件③:有収密度(有収水量/管路総延長)1.9%以下	条件②及び③に適用	

要件を満たさない水道事業体 **36** / 43 団体 (うち政令指定都市**2** / 2 団体)

#### ③ 水道管路緊急改善事業の要件の撤廃について

表2 大阪府内で要件を満たさない水道事業体数(出典:大阪府「令和3年度 大阪府の水道の現況」より)

X = 3,4%,413,4,4X,11,018,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41,000,41	1 20 2 1/2011 1 74 10 1 2 2 2 2 2 2	, ,
要件	いずれかの条件を流	満たす団体数
条件①:水道料金の平均1,604円より高い	条件①及び②に適用	
条件②:給水収益に占める企業債残高300%より高い	条件①及び③に適用	8 / 43
条件③:有収密度の平均(年間給水量/送・配水管路延長)1.9%より低い	条件②及び④に適用	
条件④:料金回収率100%以上		

要件を満たさない水道事業体 **35** / 43 団体 (うち政令指定都市**2** / 2 団体)

#### ④ 広域化に伴う事務所の統合に係る整備費の補助金対象について

#### 新水道ビジョン(平成25年3月)抜粋

#### 7.2.2 発展的広域化

第1段階:近隣水道事業者との広域化の検討を開始

水道の広域化については、昭和32年の水道法制定以降、長期間にわたって議論され、一定の水道システムが形成されてきましたが、水道の普及がほぼ完遂し、各地で水道事業が成熟している現在においては、事業統合を主とした水道の広域化に、市町村経営を原則とした水道事業では、これまで以上の大きな進展は見られない状況です。しかしながら、水道事業の運営基盤強化を図るための効率化を考慮すれば、新設又は更新すべき施設の統廃合や再配置の検討が必要となり、その際には事業の広域化が有効な手段として考えられますので、水道事業者は積極的に近隣水道事業者との広域化の検討を進めることが望まれます。

まずは、近隣水道事業者との広域化検討のスタートラインに立つことが肝要です。これまでにも、「新たな広域化」として、事業統合に限らず、概念を広げた広域化の促進を図っているところですが、将来を見据えた戦略的な広域化の検討も必要であり、事業の共通化よる複数事業で共通の将来像設定や<u>複数事業での共同の施設再配置</u>の検討も含まれます。 具体的には<u>各業務部門の共同化(料金徴収、維持管理、水質管理、研修プログラムなど)</u>をはじめとした幅広い検討が考えられますが、これまで新たな広域化の概念において、検討すら行われない地域においても、近隣水道事業者との検討の場を持つことを第一段階で必要な方策とするものです。

第2段階:次の展開として広域化の取り組み推進

第3段階:発展的な広域化による連携推進

# 生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表 抜粋

1事業区分(小事項)	2採択基準	3 交付率	4 対象施設等
運営基盤強化等事業	1 広域化事業に係る対象 施設の整備に係る事業 費の総額を上限とし、運 化後の圏域において連 とのの整備に関する 基盤を強化するために関する 事業であること。 2 広域化事業によるを廃止 する水道施設の撤去に関 する事業であること。	1/3	1 次に掲げる施設とする。 (1) 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きょ、取水ポンプ、 その他取水に必要な施設 (2) 貯水池、その他貯水に必要な施設 (3) 導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設 (4) 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設 (5) 送水きょ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設 (6) 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設  2 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設 (ただし、管路は含まないものとする。)

# 要望理由

・広域化事業の対象は、法 第3条の「水道施設」が基 本ではあるが、統廃合の整 備をした後、合わせて、<u>業</u> 務部門の共同化、効率化を 進めることで、更なる基盤 強化を得られる。

・維持管理に必要な施設に 属するものではあるが、「事 務所」の統廃合は、必要不 可欠な事業である。

対象に追加

### 令和5年度 生活基盤施設耐震化等交付金(令和6年度への本省繰越分)等要望書作成要領 抜粋

#### 9 水道事業運営基盤強化推進事業について

(3) 広域化事業

広域化事業は、資本単価等の交付要件を満たしている水道事業者の給水区域内において実施する以下の施設・設備整備を対象事業とする。 (対象事業)

広域化を契機に実施する以下の事業

- ① 連絡管等の整備(末端をつなぐ連絡管やループ管、廃止施設のバイパス管など)
- ② 集中監視設備の整備
- ③ 統合浄水場等の建設
- ④ 広域化に伴い必要となる会計や料金システム等の事務関係システムの統合
- ⑤ 広域化を契機に基幹管路の耐震化を行う事業であって、水道管路緊急改善事業の要件を満たすもの。
- ⑥ 広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備

統合元の人材・経営能力などのノウハウを活かして初めて実施できる施設・設備整備とは以下の整備事業をいう。

· 対象水道事業体

統合先(資本単価が 90 円以上又は「別添 2 生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表」別表第1により資本単価要件の適用外にある水 道事業者(特定簡易水道以外の簡易水道事業者を含む。))

• 対象事業費

法定耐用年数が経過した水道施設の更新・改修等に関する整備費(統合先の(旧)給水区域内で広域化を契機に行うものに限る)のうち、<mark>統合先が過去5年間に行った建設投資額(基幹管路及び基幹水道構造物の耐震化(※)並びに簡易水道事業の統合に要した建設投資額を除く)の平均を上回る額。</mark>

- (※) 以下の①及び②、①及び③、②及び③を満たす水道事業者に限る。
- ①水道料金の平均 1,604円(税込みであり、口径別の料金体系は口径13mmによるもの)以上
- ②給水収益に占める企業債残高 300%以上
- ③有収密度(有収水量/管路総延長) 1.9%以下

過去5年間の建設投資額は4条予算における建設改良費(企業債償還金、その他は除く)とし、要望初年度時点における直近の実績値の5 カ年平均とし、以後、継続事業については、要望初年度に用いた5カ年平均を据え置くこととする。

### 7 水道管路耐震化等推進事業(水道管路緊急改善事業)について

- (1) 毎年度別途通知する指標は、以下のとおりである。
  - ①水道料金の平均 1,604円(税込みであり、口径別の料金体系は口径 13mm によるもの)
  - ②給水収益に占める企業債残高 300%
  - ③有収密度の平均 1.9%

# 生活基盤施設耐震化等交付金採択基準等一覧表 抜粋

1事業区分(小事項)	2 採択基準	3 交付率	4 対象施設等
水道管路緊急改善事業	次のいずれかに該当する事業であること。  1 1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。  2 1に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。  3 1に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。  4 水道用水供給事業者であること。  4 水道用水供給事業者であること。  (1) コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は5億円を上限とする。  (2) (1)以外のウォーターPPP導入のために実施する事業。なお、交付額は1億円を上限とする。	(1) 1/3 (2)(1)にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2	布設後 40 年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されている管路の更新事業であること。 ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。

# 特定社会基盤事業者が行う水道の耐災害性強化に係る事業への補助について

大阪広域水道企業団

水道の耐災害性強化については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3年度~令和7年度)において、施 設の地震対策(耐震補強等)として浄水場の耐震化率の目標を41%(令和7年度)に引き上げるなど、自然災害発生時の大規模かつ 長期的な断水リスクを軽減するための対策の加速化・深化が図られている。

また、国において、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(経済安全保障推進法)が制定さ れ、特定社会基盤役務(国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の 安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの)の提供を行う者のうち、その使用する特定重要設備(特定社会基盤役務を安定的に提 供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用され るおそれがあるもの)の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これに よって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものとして該当する者を特定社会基盤事業者として、当企業団を含 む 23 の水道事業者の指定(令和5年11月16日)がなされた。

大阪広域水道企業団は、大阪府域の総給水量に対して約5割の水道用水を供給し、なかでも村野浄水場はその約8割の処理能力を 担う基幹浄水場である。 村野浄水場では、将来の水需要に合わせたダウンサイジングを行いながら、施設の耐震化を進めており(現在の耐震化率は約3割)、

『課 │現在、3つの浄水処理系統(西系、東系、階層系)のうち、西系浄水施設の更新・耐震化工事(令和 14 年度完成予定、事業費約 1,000 億円)に取り組んでいるが、本事業は基幹水道構造物の耐震化事業の資本単価要件を満たさないため、国庫補助金の交付対象外となる。 っている。

当企業団では、村野浄水場をはじめ重要施設の多くが更新時期を迎えるなか、施設の計画的な更新(耐震化など耐災害性強化対策 を含む。)を進めているが、事業規模が大きい上に物価高騰による事業費増の影響もあり、料金改定などによる財源確保を行っても、 全体計画の見直しを検討せざるを得ない状況となっている。

 $\mathcal{O}$ 

特定社会基盤事業者における水道施設の耐災害性強化対策については、当該施設の重要度(大規模かつ長期的な断水リスクへの影 響の大きさ)に鑑み、事業の着実な進捗を図るため、資本単価の要件撤廃も含め、新たな補助制度を設けられたい。

# 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道の耐災害性強化

- 平成30年7月豪雨災害等の最近の災害による生活への影響を鑑み実施された重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて 策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)に基づき、自然災害によ り断水のおそれがある**水道施設の停電対策・土砂災害対策・浸水災害対策**及び**水道施設・基幹管路の耐震化**を集中的に推進
- 近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、更なる加速化・深化を図るために策定された「防災・ 減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づき、新たな中長期目標を掲げ、これら 耐災害性強化対策を加速化・深化させ、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減する

### 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 (平成30年度~令和2年度)

### 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 (令和3年度~令和7年度)

### 停電対策(自家発電設備の整備等)

基幹となる浄水場(1事業体1施設。以下同じ)の うち、停電により大規模な断水が生じるおそれ がある施設 緊急対策実施箇所数: 139カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場 (1事業体1施設以上。以下同じ)の停電対策実施率

現状67.7% (令和元年度) ⇒目標77% (令和7年度)

### 土砂災害対策(土砂流入防止壁の整備等)

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規 模な断水が生じるおそれがある施設

緊急対策実施箇所数: 94カ所

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場 で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率

現状42.6% (令和元年度) ⇒目標48% (令和7年度)

### 浸水災害対策(防水扉の整備等)

施設の地震対策(耐震補強等)

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規 模な断水が生じるおそれがある施設

緊急対策実施簡所数: 147カ所

耐震性がなく、耐震化の必要がある水道施設

耐震化率の引き上げ(浄水場3%、配水場4%)

# 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場 で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率

現状37.2% (令和元年度) ⇒目標59% (令和7年度)

# 浄水場の耐震化率

現状30.6% (平成30年度) ⇒目標41% (令和7年度)

### 配水場の耐震化率

現状56.9% (平成30年度) ⇒目標70% (令和7年度)

#### 上水道管路の耐震化

基幹管路の耐震適合率の目標(令和4年度末まで に50%)達成に向けて耐震化のペースを加速

# 基幹管路の耐震化率 (加速化のベースを維持)

現状40.3% (平成30年度) ⇒目標54% (令和7年度) ※達成目標の変更

50% (令和4年度)→60% (令和10年度)



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ



配水池の耐震化工事 (内面からの壁・柱等の補強)

参考資料 国の経済安全保障施策における特定社会基盤事業者の指定



↑ ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す

報道•広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法

# 水道分野における経済安全保障

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要です。

政府の経済安全保障推進会議において、開催された経済安全保障法制に関する有識者会議を踏まえ、政府は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を、第208回国会に提出し、令和4年5月1 1日に成立、同月18日に公布されました。

経済安全保障推進法第3章は、設備の導入又は維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為を未然に防止するため、水道を含めた基幹インフラにおいて重要設備の導入・維持管理等の委託を行う際等に、国による事前審査等を設ける制度です。

# 水道分野における経済安全保障の関連省令

経済安全保障推進法における特定重要設備、特定社会基盤事業者の指定基準、重要維持管理等や届出事項等は、各省の主務省令(水道分野については、厚生労働省令)で、定めることとされております。

主務省令で定める事項のうち、特定重要設備及び特定社会基盤事業者の指定基準等については、令和5年8月9日に「厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令」として、公布されました。

また、同省令の一部を改正する省令が令和5年11月16日に公布され、重要維持管理等や届出事項等について定められました。

改正省令は令和5年11月17日に施行され、同時点で特定社会基盤事業者として指定されている水道事業者及び水 道用水供給事業事業者に対しては、6ヶ月間の経過措置期間の後、令和6年5月17日から制度の運用が開始される こととなります。

# 特定社会基盤事業者として指定した者の公表

経済安全保障推進法第50条第1項及び第2項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を令和5年11月16日に指定し、同年11月17日に公示しましたので、別添をご確認ください。

これらの特定社会基盤事業者については、同法第53条第1項の規定に基づき、令和6年5月17日から本制度の規律が適用されることとなります。

### <関係省令>

特定社会基盤事業者を指定する件 厚生労働省告示第 306号

◆水道事業者(15事業者)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉県、東京都、神奈 川県、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神 戸市、広島市、北九州市、福岡市

◆水道用水供給事業者(8事業者)

宫城県、埼玉県、愛知県、沖縄県、北千葉広域水道企業団、神奈川県内広域水道企業団、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる 安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会 基盤事業者等に関する省令

(特定社会基盤事業者の指定基準)

- 第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準 は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の種類に応 じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 法第五十条第一項第四号に掲げる水道事業に係る 特定社会基盤事業 水道法(昭和三十二年法律第百 七十七号)第六条第一項の認可を受けた者であって、 給水人口が百万人を超えるものであること。
- 二 法第五十条第一項第四号に掲げる**水道用水供給事業**に係る特定社会基盤事業 水道法第二十六条の認可を受けた者であって、一日に給水することができる最大の水量が五十万立方メートルを超えるものであること。

# 補助金における管路区分について

団体名 長浜水道企業団

現

水道生活基盤施設耐震化等補助金においては、基幹管路等の区分として、導水管、送水管、配水本管等があるが、企業団のような小さな事業体では、送水管、配水本管、配水支管の区分けはなく、一本の管で配水池へ送水しながら給水分岐もされている状態である。給水分岐があると配水支管とされてしまうため、基幹管路等の要件に該当せず、補助金が採択されない状況である。

状

課

送水管と配水本管、配水支管をそれぞれ布設すると工事費が莫大なものとなるため、企業団では1本の管で送水管・配水本管・配水 支管全ての役割を持たせている。老朽管が多く布設替えが必要だが、経営状況が厳しい中、補助金なしで更新工事を行うのは難しい 状況である。

題

送水管、配水本管、配水支管という区分をなくしていただきたい。

国への要望

# 生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領

# 別表第1

1 事業区分		}	O 40 KI 15 95		4 AL 44 AN DR. AN
大事項	中事項	小事項	2 採択基準	3 交付率	4 対象施設等
		老朽管更新事業	1 平成27年度以前に採択された事業及び平成28年度に実施する事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。但し、平成28年度事業実施分に限り対象とする。 (1) 地震対策として行う更新事業であって、次のアに該当し、かつ、イーカのいずれかに該当すること。 ただし、エについては平成25年度まで、才については平成30年度までの時限措置とする。 ア 地震対策等地域の1又はIIのいずれかの地域における事業であること。	1/3 (ただし、平成21年度以前に 採択された事業及びダクタイ ル鋳鉄管の更新事業にあって は、1/4)	布設後20年以上経過した塩化ビニル管 接着接合の継など前環性の低い継手を有するものに限る。)、鋳鉄管及コンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタル鋳鉄管であって、次に掲げる管路の更新事業であること (1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管 ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管について、基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されているのに限る。
		水道管路聚急改善事業	次のいずれかに該当する事業であること。 1 1ヶ月に10 ㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業 債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値 よりも高い上水道事業者であること。 2 1に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10 ㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。 3 1に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。 4 水道用水供給事業者であること。 ただし、公共施設運営権事業(コンセッション)導入のために実施する事業について、1から4の条件は付きない。また、交付額は5億円を上限とする。	(1) 1/3 (2) (1) にかかわらず、離島振興法 昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあっては1/2	布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管及びポエチレン管であって、基幹管路(導水管、送水管、配水本管に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い縦手を有するものに限る。
		管路近代化事業	直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。 (1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第7条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であって、直結給水材象人口が10万人を限	団体が行う事業にあっては、 1/3)	次に掲げる事業であること。 (1) 石綿セメント管並パに、布設後20年以上経過した塩ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の管路更新(働水公配の銭による必要動水圧の縮保、配水圧の均等化、又は時間最流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口を認める。)

# 補助金における特定簡易水道について

団体名 長浜水道企業団

瑪

水道生活基盤施設耐震化等補助金においては、「特定簡易水道」について定められており、事業経営者が同一であって会計が同一である他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業は、採択基準に該当しない。当企業団では、長浜市内の上水道や簡易水道を経営統合した後、簡易水道の統合事業を行っているが、この「特定簡易水道」要件のため、補助金は採択されない状況である。

状

課

企業団では、長浜市内の上水道や簡易水道を経営統合したが、会計は事業毎にセグメントに分けて管理しており、簡易水道事業の経営は大変厳しい状況である。補助金が交付されないまま簡易水道統合事業を進めることは、統合される簡易水道事業だけでなく統合する上水道事業の経営を悪化させることにつながる。

題

採択要件の「特定簡易水道」を外していただきたい。

国への要

#### 生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領

#### 第1 定義

- 1 「水道事業」とは、給水人口が5,001人以上である水道により水を給水する事業をいう。
- 2 「水道用水供給事業」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条に規 定するものをいう。
- 3 「簡易水道」とは、給水人口が101人以上5,000人以下である水道をい う。
- 4 「飲料水供給施設」とは、50人以上(地下水汚染地域にあってはこの限りではない。)100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- 5 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び 飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当 該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。(統合 と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。)
- 6 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であって次のいずれかの要件を 有する他の水道事業又は簡易水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
- (1) 会計が同一であるもの。
- (2) 水道施設が接続しているもの。
- (3) 道路延長で、原則として10㎞未満に給水区域を有するもの。

#### 別表第1

1 事業区分			a to to trists	n w 44 m	. 社会长职 位
大事項	中事項	小事項	2 採択基準	3 交付率	4 対象施設等
	簡易水道再編	統合簡易水道	市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡		
	推進事業		易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給		
	300		施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の		
			(1)から(3)のいずれかに該当するもの。		
		簡易水道統合	市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の		
		整備事業	簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水		
			供給施設を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に		
			該当するもの。		

# 児童手当について

団体名 長浜水道企業団

現

現在、企業団職員の子にかかる児童手当は所属庁である企業団が支給しているが、企業団は市町村とは異なり公簿等を有していないため、受給者の家族構成や所得等の状況を確認できない。また、市町村等は国庫・地方負担相当分を地方交付税措置されているが、企業団には直接交付されないため構成団体を経由しての繰り出しとなり、事務が二重に発生している。

状

課

受給者の家族構成や所得等の状況を企業団で確認するのは、受給者が住民票や所得証明を取得しなければならないこと、人事担当職員が様々な市町村の異なる様式から確認をしなければならないことから、負担が大きい。

また、構成団体を通じての交付税措置となるため、支給状況を県や構成団体に何度も報告しなければならず、負担である。

題

企業団所属職員の児童手当については、受給者の住所地の市町村長が行うこととしていただきたい。

国への要望

中国四国地区協議会

# 水道施設の老朽・経年化対策に関する新たな財政支援制度の創設について

中国四国地区協議会

現

水道事業者は、生活の基盤である安全な水道水を安定的に供給するため水道施設の整備を進めてきたが、建設後相当年数経過していることから、その施設の多くが更新・改良の時期を迎えている。

さらにこれからは、安全で良質な水道水の確保、水質問題への対応や、自然災害に対する強靱な水道施設の整備、水需要 の減少に伴う施設の統廃合等、緊急かつ重要な課題に対応していくことが必要となっている。

1/

課

上記の喫緊の課題に対応するための事業の実施には、莫大な事業費が必要となり、その資金を水道事業者が独自で負担することは経営に及ぼす影響が大きく、事業の実施は非常に困難なため、国からの財政支援が不可欠である。

題

国への要望

持続可能なインフラメンテナンスの実現等に取り組み、 防災・減災が主流となる安全・安心な社会を構築するためにも、 資本単価でなく経営指標や事業種別が補助採択基準となっている「水道管路緊急改善事業」と同様の採択基準による補助事 業等、水道事業体の経営・運営実態を踏まえた補助事業を創設し、老朽、経年化した水道施設の構造物、設備機器等の整備 に対する財政支援を要望する。 九州地区協議会

# 水利権制度の柔軟な運用について

春日那珂川水道企業団

現

災害その他非常時の場合においての水道用水の緊急応援は水道法第 40 条に規定されているところであるが、河川法に基づく水利 権制度では渇水時の特例を除いて水融通は認められていない。

状

水道事業者は社会基盤を構築する上で重要な役割を担っており、またその役割を我々の責務との強い意識を持ち水道事業を運営している。しかしながら、元となる水が無ければその責務も果たす事ができない状況にある。

課

そのような中、現在の河川法では渇水時の特例を除いて水融通は認められておらず、地震等の災害や大規模な水質事故などの発生時には、社会経済的な損失が大きい減断水を回避するために、河川管理者においても河川法の原則の範囲で配慮がなされているところではあるが、水利使用者間の水融通、水利使用許可の変更の審査手続の簡素化など特例措置等の整備(水利使用許可の手続き等スムーズな運用あるいは柔軟な運用)までには至っていない。

題

(1)水道事業者間又は他事業者間の水融通は、災害や水質事故のみならず施設の効率的利用等事業の再構築に有効と考えられることから、柔軟な運用を図ること。

国への要望

- (2) 広域化の一施策としての施設の共同設置・共同利用という観点等において、水道施設の規模縮小や統廃合に伴い減量もしくは廃止される水利権の活用が図られるよう配慮すること。
- (3) 渇水のみならず、地震等の災害時や大規模な水質事故時などにおいても、時間を要する水利権使用許可の手続きを経ることなく、特例的に水道事業者間の水融通が可能となるよう配慮すること。
- (4)水利権の許可にあたり、工事時や緊急時のバックアップを考慮した水量が得られるよう、又は複数の取水地点がある場合は、開発水量の範囲内でそれぞれ相互補完が可能となるよう配慮すること。

### 参 考

# 水道法 抜粋

# (水道用水の緊急応援)

**第四十条** 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

# 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)抜粋

### (渇水時における水利使用の調整)

- **第五十三条** 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者(以下この款において「水利使用者」という。)は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。 この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。
- 2 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。
- **3** 河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ 公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあっせん又は調停を行うことができ る。

# (渇水時における水利使用の特例)

- **第五十三条の二** 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となった他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第二十三条及び第二十四条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。
- **2** 前項の承認に係る水利使用を行わないこととなった場合においては、当該承認を受けた者は、遅滞なく、河川管理者にその旨を届け出なければならない。
- 3 河川管理者は、前項の規定による届出があつた場合又は第一項に規定する他の水利使用者の許可に係る水利使用が困難でなくなった場合においては、同項の承認を取り消さなければならない。